

# 津軽弘前藩の武芸<sup>注1</sup>(1)

—— 資料紹介 ——

太田尚充

## 本覚克己流和術

### 目次

- 一、序として  
本覚克己流和術の概略
- 二、資料目録  
卷子本の部  
冊子本の部 (解題)
- 三、資料の紹介  
卷子本の部  
冊子本の部
- 四、結びとして

### 一、序として

弘前市立弘前図書館(以後市立図書館と略称する)では、今回紹介する本覚克己流和(柔)術はじめ、小野派一刀

流、新影治源流、ト伝流、当田流（棒術を含めて）、林崎新夢想流、鐘旭流等の剣及び居合術、神当流、数（須）鞍流、八条流、馴繩流、近授流等の馬術、日置流、雪荷流、石堂竹林派等の弓術、無辺流、宝蔵院流等の鏑（槍）術、井上外計流鉄砲（砲）術、一心流半棒術、小堀流水術、その他縄術、早道等の武芸に関する古文書を所蔵している。

武芸に関する古文書は、市立図書館の外、個人で所有している場合も多いが、収集が困難な状況にあるので、とりあえず同図書館の所蔵する資料を順次解説紹介し、かつ、今後の武芸及び武芸史研究の基礎資料として生かしたい所存である。

右のように、本稿では「資料紹介」を主要な課題とし、「考察」及び「論議」については、資料紹介のために必要な、最小限に止めることにした。

また、諸武芸の中から「本覚克己流和術」を第一にとりあげたのは、とくに意義があるわけではなく、筆者がもとも柔術に関心をもち、以前よりこの流儀の資料に接触する機会があり、もつとも入り易かったからである。

さて、「本覚克己流」に関するその二、三の事柄について概略を述べようと思う。

まず、この流儀の成立の時期であるが、流儀伝書等の日附の古いのが寛文元年（一六六一）であるから、この数年前には成立していたと考えられる。換言すれば、江戸時代中期の頃の成立であって、いわゆる戦国時代から、あるいはそれ以前から津軽の武士たちが伝統的に工夫鍛練し、それが「本覚克己流」という流儀として結実し、やがて寛文元年に至って門弟に流儀伝書を授与するに至った——<sup>注②</sup>というのではないと考えられる。寛文元年以前<sup>注②</sup>といっても、僅かその数年前の成立であると思う。津軽四代藩主信政の時代である。

次に「本覚克己流」の技の成立過程についてであるが、創始者が技の体系のすべてを創案したというのではないよ

うである。すでに成立していた他の幾つかの流儀から、諸々の技を参考とし、それに創始者が独自に工夫開発した技を加え、これを体系化して成立をみた柔術流儀と考えられる。たゞし、「本覚克己流」では、これに「和」の字を用い、「やわら」と呼んでいる。

また、「本覚克己流」は、弘前藩にとって特有の柔術であったと云える。その理由の第一は、何といっても弘前藩家士が創始し、かつ、根強く定着していたところにある。つまり、例えば弘前藩が、武芸奨励の意味でこの流儀に熟達した他藩の家士、あるいは浪人中の武士を召抱え、それが契機となって弘前藩に流布し、やがて定着するようになった流儀ではないということである。

弘前藩にとって特有の柔術とする理由の第二は、剣術、弓術、馬術等においては、弘前藩のみでなく全国的に流布している各々幾つかの著名な流儀がみられるのに対して、柔術に関しては、たゞひとつこの「本覚克己流」のみが伝わっているということである。これは他の柔術流儀は流布する機会を持たなかったか、あるいは流布の機会があったのにもかゝらず、定着するまでに至らなかったかを意味する。また、他藩に伝播しそこに定着したということもなかったようである。従って、弘前藩にとって伝来の柔術といえは「本覚克己流」であったし「本覚克己流」といえは「弘前藩」伝来の柔術であるというように、特有な存在性があったといつて過言でないと思う。

次に、「本覚克己流」の創始者についてである。創始者は津軽弘前藩家士「添田儀左衛門貞俊」<sup>注(3)</sup>(以下貞俊と略称する)ということが出来る。この点に紛わらしい問題がないわけではない。もともと流儀の創始者を決める場合、その伝書の道統系譜を調べ、その筆頭者をもって創始者あるいは元祖・流祖とするのが普通である。「本覚克己流」の流儀伝書の場合どのようなようになっているかという点、次の二つの書き方が見られる。

(イ) 宮川夢仁齋秀正<sup>注(4)</sup>

添田儀左衛門貞俊

津軽玄蕃政朝<sup>注⑤</sup>

(ロ) 宮川夢仁齋秀正

津軽玄蕃政朝

添田儀左衛門貞俊

すなわち、いずれの伝書にも道統系譜の筆頭に「宮川夢仁齋」（以下夢仁齋と略称する）を掲げている。「夢仁齋」は、「心極流」柔術の創始者ではあるが、津軽弘前藩とは関係のない人物である。しかし、右の道統系譜から、とかく筆頭である「夢仁齋」を「本覚克己流」の創始者として考え易い。しかし、後述するように、筆頭「夢仁齋」が必ずしも創始者であったことを意味していないようである。この点が紛わしさの第一である。

紛わしさの第二は、「夢仁齋」と「貞俊」との関係である。『奥富士物語・巻五』に「政朝 貞俊随（夢仁齋）此人（津軽玄蕃）に切磋琢磨して云云」とあるが、あたかも「貞俊」が「津軽玄蕃政朝」（以下政朝と略称する）とともに直接「夢仁齋」に師事していたかのように解釈され易い一面がある。もし「貞俊」が直接「夢仁齋」に師事していたのであれば、道統系譜を書く場合に「貞俊」よりも先に、つまり「夢仁齋」を筆頭に掲げるのも理解できないことではない。しかし、直接師事していたかどうかは疑わしい。

紛わしさの第三は、「貞俊」と「政朝」との関係である。政朝は津軽三代藩主信義の四男であり、同四代藩主信義の弟という家格の高い高級藩士である。紛わしさは、流儀道統系譜上の両者の関係の問題である。先述の伝書におけ



る道統系譜では、「貞俊」が先になったり、「政朝」が先になったりしている。両者は協力し合ったと思われるが、流儀の創始に当って果してどちらが主導的であったか紛わしい。

「貞俊」を「本覚克己流」の創始者と考えるに当って、以上三つの紛わしい点があるが、少しばかり解明を試みようと思う。これらの点を解明すれば、おのずから「貞俊」が創始者であることに落着くからである。

まず前者の二点、すなわち、簡略に述べればこの流儀の創始者でもなく、また、「貞俊」の直接の師匠でもなかったと思われるのに、どうして「夢仁齋」を道統系譜の筆頭に据えているのかという点である。この理由をまとめて次のように推察することができると思う。

第一に、「貞俊」が「壯歳ノ頃」「夢仁齋」の創始した「心極流」に強く執心し、修行していたということからの推察である。「貞俊」は「心極流」の修行に当って「夢仁齋」の存在を知ったということは認めなければならないだろう。こゝでは、それが直接的であったか間接的であったかを問題とする。『和骨簞篋集』の「本覚克己流・和源」の一節に、この辺の事情を簡潔ではあるが次のように述べている箇所がある。

吾亦若年ノ昔ヨリ此道ヲ好而朝思暮練スル事年月アリテ後、已ニ壯歳ノ頃、此心極流和ヲ能習得タリシ人ニ逢テ、則流儀ヲ習学ヒ、功ヲ積之後、飛車、風車、水車之三車ヲ始テ工夫シテ我門弟ニ悉ク是ヲ授ル。

すなわち「貞俊」は直接「夢仁齋」に師事したことはなかったのである。「貞俊」の「心極流」修行は、「心極流和ヲ能ク習得タル人ニ逢テ」その人物を通しての修行であった。『奥富士物語』の「随此人」というのは、「夢仁齋」に直接師事したという意味ではなかったわけである。それにもかゝわらず、どうして「夢仁齋」を道統系譜の筆頭に

したのであろうか。このことを考えるには、「心極流」によって「功ヲ積」んだ「貞俊」の心境を汲まなければならぬだろう。おもうに、「貞俊」の心底には「心極流」創始者「夢仁齋」の名が、尊敬の念とともにおそらく強烈に焼付いていたに違いない。そして、自ら流儀創始に当っては、この「心極流」と創始者「夢仁齋」に対して深い恩義を感じたことと思う。

第二、「本覚克己流」の技の体系からの推察である。先に述べたように、「本覚克己流」の技の体系は、他の流儀の長所を入れ、それに自ら工夫した新しい技を加えて構成したと考えられるが、これらの最大の基盤に「心極流」の技の体系があつたのではないかと考えられるのである。この点においても、「貞俊」が「本覚克己流」創始に当って、前述の第一の項で述べたと同じように、「心極流」に対する恩義を強く感じていたことゝ思う。

第三に、「貞俊」は、『和骨篋篋集』などで「我門弟」という言葉を用いているように、「本覚克己流」を創始する以前に、すでに柔術の門戸を構え、門弟をもち指南していたようである。それからの推察である。すなわち、「本覚克己流」創始以前の「貞俊」の柔術流儀の名称は「心極流」ではなかつたかと考えられる。本稿序文の最後に『和骨篋篋集』の一節を挙げておいたが、「本覚克己流」は、「心極流」から発展的に独立し、「心極流」の流儀名を改称して創始した「和術」ではないかと考えられるのである。

以上の三つの理由を総合的に考察すれば、「心極流」の創始者「夢仁齋」を「本覚克己流」の道統系譜筆頭に挙げているのは、「貞俊」の柔術修行の経緯から、形式的あるいは儀礼的な意味であつて、このことから、直ちに「本覚克己流」の実質上の創始者と考えるのは問題があると思う。

次に、「本覚克己流」の流儀上における「貞俊」と「政朝」との関係についてである。「夢仁齋」が実質上の創始者とは考え難いので、「貞俊」と「政朝」の関係を知ることが、実質上の創始者を考える場合の重要な条件になる。

道統系譜の「貞俊」「政朝」の名が前後してみられる点について、『奥富士物語・巻五』では次のように述べている。

師伝は政朝・貞俊互にして、政朝伝は貞俊を以先とし、貞俊の伝来は政朝を上位置と也。

「本覚克己流」に「貞俊系」と「政朝系」の二つの系列があったことは認められることである。しかし、道統系譜において両者が前後する理由は右の通りではなく、むしろ全くその逆ではなかったかとさえ考えられる。この論議はとにかくとして、流儀の創始に当って両者が協力し合ったことは事実としても、それが同格の立場でなされたかどうかは疑問である。この点を明確にしておく必要がある。

結論を先に述べるならば、両者は同格であったのではなく、「貞俊」が師で「政朝」がその門弟という、いわば師弟関係にあったのである。

再び『和骨篋篋集』の「本覚克己流・和源」の一節を引用するが、それによると「我門弟ノ内、藤原政朝ハ此道ニ長セル事予カ不及所ノ妙術ヲ著」とある。つまり、「政朝」は「貞俊」の門弟の内の一人であり、それも卓越した門弟であったのである。たゞし、「貞俊」はこの時すでに「本覚克己流」を創始していたのではなかったから、「政朝」はおそらく「貞俊」開く「心極流」柔術の門弟であったと思う。しかし、たとえ「本覚克己流」の門弟でなかったとしても、「貞俊」「政朝」の流儀上の関係を考える場合、この師弟関係は軽視できないのである。

また、年齢上の相違も一応考慮に入れておく必要がある。『本覚克己流』を創始して門弟に流儀伝書を授与している寛文元年（一六六一）の頃、両者の年齢はどうであったかという点、「貞俊」の場合は明らかでないが、資料から推測して「己ニ壯歳」であった。これに対して「政朝」は慶安元年（一六四八）年生まれであったから、この時は



写(1) 蟠龍山隣松寺における添田家の墓(昭和59年5月15日撮影)

未だ元服前の十三・四歳であった。「本覚克己流」創始の時期は、寛文元年の数年前と考えられるから、「政朝」はもう少し若年であったはずである。いかに卓越した俊才「政朝」であっても、このような年齢差から「本覚克己流」創始に当って、両者が同格の立場で協力しあったとは考え難い。やはり主導的立場は「貞俊」にあったと考えられるのである。

しかし、「貞俊」は「政朝」の才能や力量手腕については十分に尊重していたようである。「本覚克己流」の創始者を「貞俊」とする参考として、『和骨篋集』の「本覚克己流・和源」の最後の一節を引用し、本稿序文の結びとしたい。

政朝<sup>(貞俊)</sup>予ヲ助ケテ曰、今新ニ和<sup>(やわら)</sup>ノ勝利妙用詳ナル事ヲ知レリ。無益ヲ省<sup>(クワセ)</sup>、勝利余ニ取組ヲ工夫シテ、益末流ノ功勞ヲ救ムト云テ、予ト共ニ心身ヲ勞シ、四肢業用ノ宜ヲ撰、流儀ヲ改メ、本覚克己流建立セシナリ。



写(2) 耕春山宗徳寺にある津軽玄蕃政朝の墓  
(嶺翁殿梅雲清居士)  
昭和59年5月22日撮影

注 (1) 武芸という用語について。武術、武道等似た用語がある。ちなみに『青森県史』(青森県編・歴史図書社)巻一より巻五の津軽編からこれに類する用語を拾うと次の通りであった。

文武両道、文武之心掛、武道心懸、文武之嗜、文武之道、武刃、武事、武備、武芸、武道、武芸武備、武芸稽古、武芸道場、武芸所、武芸師範、弓馬刀槍之技芸、武芸習熟、武芸出精、武芸之儀。

武術という用語は使われていなかったようである。本稿では一番多く使われている「武芸」を用いることにした。

(2) 津軽四代藩主信政。『青森県人名事典』参照のこと。明暦二年(一六五六)二月二日から宝永七年(一七一〇)十月十八日まで、五十五年間にわたって藩主をつとめた。

(3) 添田儀左衛門貞俊。『青森県人名事典』及び『青森県史(一)』(三一五頁―三一六頁)にまとめられているが、『津軽藩旧記

伝類』『奥富士物語』等に詳しい。生年月日は不明、元禄十四年七月九日(一説に七月十八日)江戸で病死。江戸家老であった。辞世の歌二首、

武士の残す名こりの筆の路

弓矢の力弱きさへうき

哀なり身は捨てとも捨てたき

物に残るぞ子なり孫なり

曹洞宗弘前隣松寺に墓石を建立すると『弘前寺院縁起誌』にあり、確かに「添田家」の墓はあるが、「貞俊」のそれははつきりしない。

(4) 宮川夢仁齋秀正。宮河夢仁齋秀政とも。羽州酒田の住人と云われるが詳しい出自は不明。「心極流」柔術の創始者であり、

「本覚克己流」に大きな影響を与えた。

- (5) 津軽玄蕃政朝。『青森県人名事典』や『青森県史(口)』(四五頁、三五一頁)に原典からの引用があるが『津軽藩旧記伝類』(二四〇二六頁)に詳しい。津軽三代藩主土佐守信義の四男。四代藩主越中守信政の弟。慶安元年生れ。万治二年(二六五九)三月、叔父津軽百助信隆の養子となり家督を嗣ぐ。寛文五年(一六六五)十二月玄蕃を名乗り、同六年(二六六六)二月元服。天和元年(一六八一)二月、信政より政の字を賜って政朝と改名。二千石城代家老。宝永二年(一七〇五)二月病死。墓は弘前宗徳寺にある。写(2)
- (6) 今通曆が天明二年(一七八二)、津軽四代藩主信政の事跡を記したもの。同時代の職制・町割・風俗などのほか召抱えの士族や職人、芸人の家歴など書かれている。『青森県百科事典』(昭五六・三、東奥日報社)より抜粋。『奥富士物語上・下』(昭二九・四、青森県立図書館・青森県叢書刊行会)

## 二、本覚克己流和術資料目録 (弘前市立弘前図書館所蔵分)

### 1、卷子本の部

◎印は資料の外題、GKや算用数字は、その所蔵記号及び所蔵番号である。

配列は、修業の進歩に応じて免許される順にし、同一外題の場合は年号の古い順にした。

### ◎本覚克己流和初巻

- |     |    |     |     |             |
|-----|----|-----|-----|-------------|
| (1) | GK | 789 | 14  | 元禄三年(一六九〇)  |
| (2) | GK | 789 | 137 | 元禄十六年(一七〇三) |
| (3) | GK | 789 | 16  | 享保十八年(一七三三) |
| (4) | GK | 789 | 20  | 天保十一年(一八四〇) |

(5) GK | 789 | 10 安政六年（一八五九）

◎本覚克巳流和琢磨之段

(6) GK | 789 | 10 天保十一年（一八四〇）

◎本覚克巳流和重練之段

(7) GK | 789 | 22 天保十一年（一八四〇）

◎本覚克巳流和小具足合・荒木流取手

(8) GK | 789 | 23 天保十四年（一八四三）

(9) GK | 789 | 27 天保十五年（一八四四）

◎本覚克巳流和和歌・劔乱之段

(10) GK | 789 | 15 享保十三年（一七二八）

(11) GK | 789 | 17 享保十八年（一七三三）

(12) GK | 789 | 24 天保十五年（一八四四）

（劔乱之段のみ）

◎本覚克己流和極意至格之段

(13) GK 789 | 18 享保十八年(一七三三)

(14) GK 789 | 25 天保十五年(一八四四)

◎天の羽衣大事

(19) GK 789 | 19 天明四年(一七八四)

◎九字之大事

(16) GK 789 | 28 天保十五年(一八四四)

◎本覚克己流和極意責具足之段

(17) GK 789 | 26 天保十五年(一八四四)

2、冊子本の部

◎印は資料の外題、GKや算用数字はその所蔵記号及び所蔵番号である。

配列の順序は、修業の段階を一応考慮したが、必ずしも確信があるわけではない。

冊子本については、簡単な解題を試みた。



## ◎序・本覚克己流和初巻

(18) GK 789-11 奥書もなく、著者や成立の時期は不詳。内容は、本流儀初巻「知格之段」の書き出しの「序」についての解説や「本覚克己流和」という六文字について、その一字々々の解説、また、「天地陰陽乾坤和」についての知見が述べられている。著者は、おそらく道統を継ぐことのできる最高位の人物と思われるが、和術の技術面には触れていない。総じて、本流儀の立場から「入門者心得」について詳述した書と思われる。ただし、この書が正式の伝書の一冊であったかどうかは疑わしい。むしろ著者の聞書と思われる。

本書は反古紙の裏を使用しているので、裏の字がにじみ読み辛い箇所が多い。また、全体として文語体であるが、所々に口語体や方言も混っている。「岩見文庫」

## ◎本覚克己流和術四問答

(19) GK 789-13 この書も奥書がなく、著者や成立の時期は不詳。ただし著者は、文中に「先生の恵み深く、当流の伝儀ごとごとくす」とあるので、本流儀の道統を継ぐ一人であったと思われる。

本書は、先生「可楽」と三人の弟子「如勒」「渡水」「可驢」との問答集であるが、「可楽」とは資料(2)にあるように「添田伝九郎貞栄」である。弟子三人の氏名は不詳。

また、本書の意図は、この流儀の「妙術妙業」の「業理」を、師弟間の問答という形式で後学の士に教えようとするところにある。伝授の方法としてよくみられる形式である。

この書も反古紙の裏を使用し、虫喰いの箇所も多い。「岩見文庫」

◎ 和骨蓋簋集(わぼねこほまじゆ)

⑳ GK 789-7 奥書によれば、本書の原著者は、添田儀左衛門貞俊と津軽玄蕃政朝の両名になっている。この書

は二度目の写本であるが、最初は天明七年(一七八七)、筆写二度目の本書は文政五年(一八二二)である。筆写した人物については、本書に「三条氏」とのみ記され、詳細は最初に筆写した人物とともに不明である。

本書の内容は、「和源」「序」の他、十五項目にわたって幅広く「全躰妙用」を解説している。解説は項目によって多少の深淺はあるが、本流儀の技術面を殆んど網羅しているのではないかと思われる。

とくに、本流儀が「やわら」の祖と仰いでいる宮川夢仁齋と添田儀左衛門貞俊との関係や、この「貞俊」と津軽玄蕃政朝との関係などについて一応触れているのは、本書の「和源」の箇所のみで興味深い。

また、本書の名称由来などについては「序」および後書の部分わとがきで述べている。本書も反古紙の裏を使用し、読み難い箇所が多い。「岩見文庫」

◎ 和実形証匱之卷(わみじつけいしよこのまき) 乾

㉑ GK 789-8 本書は「乾」「坤」の二冊中の乾之卷である。

奥書によれば、本書の原著者は、添田儀左衛門貞俊と津軽玄蕃政朝の両名になっていて、寛文元年(一六六二)迎寒上旬(陰曆八月)の成立である。

本書は、門弟である木村十三郎と三戸小八郎が、文政四年(一八二二)十一月、伝授を受けたときの写本である。

内容は、本流儀の初巻である「知格之段」「琢磨之段」「当三段あて」からはじまって、二之巻「重練之段」、三

之卷「離格之段」「小具足合」、四之卷「劔詰之段」、六之卷「極意至格之段」「実想」、七之卷「極意責具足之段」におよんでいる。また、図を挿入して理解しやすく解説しているが、残念なことに、五之卷「劔乱之段」が欠落している。「岩見文庫」

◎ 和術

(22) GK 789-12 表紙の外題には「秘書」とあるが、内題では「和術」としている。

半紙半分の大きさの写本で、写本の時期や所持者の氏名は不明である。伝書というよりも、日常懐中にして修業のテキストに使ったと思われる。

内容は、前文もなく全くの本流儀に関する図入り技術解説書である。たゞし、初巻「知格之段」「琢磨之段」から、三之卷「離格之段」「小具足合」までである。前掲の「和実形証擲之卷乾」では、「離格之段」の図が欠けているので、これを補うに便利である。また同じ技についても「和実形証擲之卷乾」より図の数が多いのも特徴である。

本稿では各技の写真のみ掲載した。「岩見文庫」

◎ 和実形証之卷 乾

(23) GK 789-9 (21) GK 789-8 とほぼ同じであるが、虫喰いの箇所が多く判読は容易でない。たゞし、この書には、

(21) GK 789-8 に欠落している五之卷「劔乱之段」がある。たゞし図はない。この「五之卷・劔乱之段」は、(21) GK 789-8 の中に入れ、他は省略した。

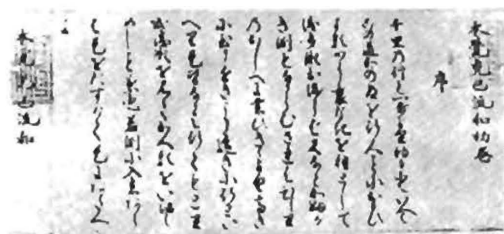
## 三、資料紹介

## 1、卷子本の部

◎ 本覚克己流和初卷

(1) GK-789-14

注・( ) は解説者の注である。



写(1) ◎(1)GK-789-14 本覚克己流和 初卷序  
弘前市立弘前図書館蔵

序 写(1)

千里乃行も一步よ里<sup>(り)</sup>初るといへはこの道かの道を行人<sup>(毎)</sup>ことに

おもひよる心に裏なきを種として

浅き瀬を渡らば 又 などが

ふかき淵もなからむ されは

ひしり乃<sup>(聖)</sup>おし<sup>(敷)</sup>へも ひきよ<sup>(匠)</sup>り

高きに至り 近きより遠きに行と

いへり 是<sup>(半)</sup>皆 なかは行ても<sup>(匠)</sup>と里

或浅瀬を見てかへるをいましめし

こと葉也 若<sup>(もし)</sup> 淵<sup>(も)</sup>に入者あらは

是をたすけて是にあたへよ

本覚克己流和

(おもて)

表取組八

知格之段

一、腕流

一、違詰

一、朽木倒

一、梢たおし

一、行違

一、面影

一、三条手留

一、山陰

右 表取組八

裏(うらあわせて) 合 拾六

此取組和乃大格をしらしめん為の最初の業術也

琢磨之段

一、手先折

一、乱拍

一、末葉返

一、仕懸面影

一、四手崩

一、繫船

一、貫木通

一、腰車

一、左右向肢折

一、前後左右移

当三ッ

一、上段

一、中段

一、下段

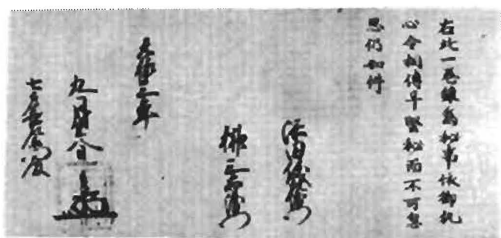
天真正

宮川夢仁齋 秀正

添田儀左衛門尉貞俊

津 輕 玄 蕃政朝

榊 三右衛門



写(2) ◎(1)GK-789-14 本覚克己流和初卷奥書  
弘前市立図書館蔵

抑 宮川夢仁齋秀正者 為<sub>リ</sub>和術之元祖<sub>ニ</sub> 古昔年久而未流漸失<sub>ク</sub>其<sub>レ</sub>實<sub>ニ</sub>者乎 今幸 貞俊政朝多年 執行依<sub>ニ</sub>功<sub>一</sub>驗積<sub>一</sub> 德<sub>ニ</sub>初<sub>一</sub>而建<sub>テ</sub>此流<sub>一</sub>儀<sub>一</sub> 後覺<sub>ノ</sub>之新<sub>ニ</sub> 汚染<sub>ヲ</sub>者也 克己流<sub>ノ</sub>之者專<sub>ラ</sub>諸流<sub>ノ</sub>之捕組束<sub>ニ</sub>一<sub>ニ</sub> 盡<sub>ニ</sub>千<sub>一</sub>變<sub>ニ</sub>方<sub>一</sub>化<sub>ノ</sub>之業<sub>一</sub>用<sub>一</sub>撰<sub>レ</sub>之<sub>一</sub> 助<sub>レ</sub>之補<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>約<sub>一</sub> 以<sub>テ</sub>為<sub>ニ</sub>一<sub>一</sub>流<sub>ト</sub> 其秘<sub>ノ</sub>術妙用<sub>ノ</sub>之所<sub>一</sub>作<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知<sub>者</sub>也 矣<sub>一</sub>天

干時寛文元<sub>辛</sub>丑曆南呂上漸

右知格琢磨兩段終

右此一巻雖為秘事 依御執心令相伝早 堅秘而不可忽思 仍如件

写(2)

添田儀左衛門

榊 三右衛門

吉成花朱印

元禄三年 (一六九〇)

九月廿八日

七戸長左衛門殿

次の資料の内容は右と同様のため、道統系譜のみ挙げておく。



写(3) ◎(2) GK-789-137 本覚克己流和・初卷 弘前市立図書館蔵



写(4) ◎(3) GK-789-16 本覚克己流初卷・奥書 弘前市立図書館蔵

○ (4) GK 789 | 20 天保十二年<sup>(一八四〇)</sup>

津輕玄蕃政朝

工藤弥五左衛門尉行栄

葛巻浅右衛門尉行勝

川本貞右衛門尉盛應

戸田茂兵衛尉定明

戸田與左衛門尉定武

○ (5) GK 789 | 10 安政六年二月<sup>(一八五九)</sup>

津輕玄蕃政朝

工藤弥五左衛門行栄

葛巻浅右衛門行勝

川本貞右衛門盛應

戸田茂兵衛定明

戸田行左衛門定武

○ (2) GK 789 | 137

元禄十六年十一月<sup>(一七〇三)</sup>

写(3)

津輕玄蕃

政朝

添田傳九郎

可楽朱押  
花押

水木伴助殿

○ (3) GK 789 | 16

享保十八年十月<sup>(一七三三)</sup>

写(4)

添田弥兵衛尉

貞和朱押  
花押





写(5) ©(6)GK-789-21 本覚克己流和琢磨之段  
弘前市立図書館蔵

◎ (6) GK 789 | 21 本覚克己流和

琢磨之段  
写(5)

一、手先折

山崎半蔵久顯

山崎勘一郎顯廣

加藤清蔵殿

戸田行左衛門定最

佐々木勝蔵殿

一、乱拍

一、未葉返

一、仕懸面影

一、四手崩

一、繫船

一、貫木通

一、腰車

一、左右向肢折

一、前後左右移

当り三

一、上段 中段 下段

口伝

此一巻雖為秘事依執心深令伝授早  
聊麈相他見有間敷者也

天真正

宮川夢仁齋秀正

津輕玄蕃政朝

添田儀左衛門尉貞俊

津輕玄蕃政朝

工藤弥五左衛門尉行栄

葛巻浅右衛門尉行勝

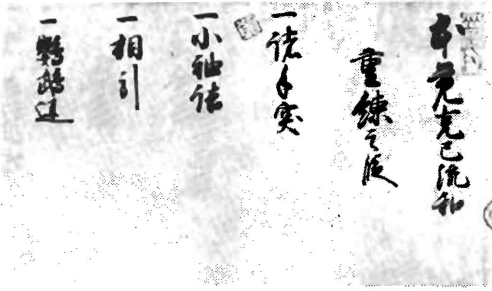
川本貞右衛門尉盛應

戸田茂兵衛尉定明

戸田與左衛門尉定武

山崎半蔵 久頭

山崎勘一郎頭廣



写(6) ©(7) GK-789-22 本覚克己流和  
重練之段 弘前市立図書館蔵

天保十一(一八四〇) 辛子年

加藤清蔵殿

◎ (7) GK 789-22 本覚克己流和

重練之段 写(6)

- 一、諸手突
- 一、小袖詰

- 一、相引
- 一、鷲詰返
- 一、小手乱
- 一、小鷹返
- 一、紅葉捨
- 一、谷落
- 一、矢倉落
- 一、鉄石落
- 一、七里引抜
- 一、碓引
- 一、柵利詰

一、劍肢折

一、鞠之身

重練之段 終

離格之段

一、飛鳥之曲

一、風流之曲

一、時雨之曲

裏合 六

此一卷 千變万化之業用別而雖為秘事 依御執心深令伝授矣 有他見間敷者也

天真正

宮川夢仁齋秀正

津輕玄蕃 政朝

添田儀左衛門貞俊

津輕玄蕃政朝

工藤弥五右衛門尉行榮

葛卷儀右衛門尉行勝



天保十一(一八四〇) 辛子年

加藤清藏殿

写(7) ◎(8) GK-789-23 本覚克己流和表三之乱曲 弘前市立図書館蔵

◎ (8) GK 789-23 本覚克己流和

表三之乱曲 写(7)

一、飛鳥之曲 行違之裏

一、風流之曲 腕流初表

一、時雨之曲 腕流

右裏同断

小足具合 七

荒木流取手三曲

一、劔詰之段 四之卷

實形之圖式 十一也

川本貞右衛門尉盛應  
 戸田茂兵衛尉定明  
 戸田與左衛門尉定武  
 山崎半藏 久頭  
 山崎勘一郎

顯廣 朱押印

一、和歌劔乱 五之卷

右足之劔 左足之劔

龍虎之劔 遊魚之劔

双鷲之劔

右五組者專太刀計也

極意至格之段 六卷十一

一、天之羽衣之大事

實想

一、乾之躰 坤之躰

仁王詰 盤石落

當之大事 繩四筋

極意責具 七之卷

無刀附目付 五大事

一、初一劔 初二劔 初三劔



写(8) ◎(9) GK-789-27 本覚克己流和  
小具足合 弘前市立図書館蔵

無一劍 無二劍

右者本覚克己流和極意

依執心令傳授者也

天保十四癸卯年

三月吉日

◎ (9) GK 789-27 本覚克己流和

内藤半蔵殿

戸田行左衛門

定最



小具足合 写(8)

一、燕還 (つばめがえし)

一、手割 (てきばき)

一、小詰 (こずめ)

一、雷光 (しゆにん)

一、主人 (しゆじん)

一、式人詰 (二人取とも)

一、撚返 (ひねりがえし)

荒木流取

三曲

一、左之位

一、右之位

一、退之位

以上

劍詰之段

一、柄取

一、左右詰

一、刀段(とうだん)

一、奏者取

一、方円万字留

一、陰之稲妻

一、不指大小心得

一、夢之枕

一、身寄勝

一、只先之勝



一、鋒羽之勝（架羽之勝とも）

右劔詰之段 終

此一巻 雖為秘事 依執心深令傳授早 聊（租）鹿相他見有間鋪者也

天真正

干時寛文（元年一六六一）辛丑曆

南呂上（陰曆八月上旬）澣

天保十五（一八四四）甲辰年

二月吉日

宮川夢仁齋秀正

津輕玄蕃 政朝

添田儀左衛門貞俊

津輕玄蕃政朝

工藤弥五左衛門尉行栄

葛巻儀右衛門尉行勝

川本貞右衛門尉盛應

戸田茂兵衛尉定明

戸田與左衛門尉定武

山崎半蔵 久顯

山崎勘一郎

頭廣 朱印花押

羽賀清藏殿



写(9) ©(11)GK-789 17 本覚克己流和  
和歌・劔乱之段 弘前市立図書館蔵

◎(10)GK 789 | 15    ◎(11)GK 789 | 17    ◎(12)GK 789 | 24

本覚克己流和

和歌・劔乱之段

注  
(10)GK-789-15・享保十三年の資料は、前半が切れ「狂歌」十一首の中、六首目から載っている。(11)GK-789-17・享保十八年の資料は「狂歌」十一首全部載っている。しかし最初の資料には、この「狂歌」の前文もあったはずであるが、その破損や汚れのために判読困難な状況にある。それでこゝには(11)の「狂歌」のみを紹介し、(10)の資料は、奥書の道統系譜のみを紹介する。なお(9)の資料は「劔乱之段」のみである。

狂歌十一首 写(9)

和(やわら)とは (唯) たゝ (固) かたからす(緩)ゆるからす

敵(受)の拍子(ばかり)をうくる計(はかり)そ

拍子(限)とは身の動静にかさるまし

声(限)にもありと心得てよし

手弱女(たおやめ)にすかたは(姿)ならへ心をは

山の端(依)つとふ秋の稻妻

ひか(引)は行(ゆけ)はなさはもとれ青柳(辰)の  
いく吹風(ふく)に身をならひつゝ

よ(弱)ハきをも 強(つよき)ハいとゝあなとらす

た(唯)ゝか(勝)つへきに勝は(和)やわらよ

和(やわら)にて人にかたんとおもふなよ

かた(勝)んかゆへにまけん(負)とそしれ(知)

下手はた(唯)ゝ一の拍子(ひとつ)を好むなり

二三のかつをかんやうにせよ(肝要)

取掛(とりかけ)をまつは本より和なり(替)

か(掛)ゝる心(裏)をうら(舎)にふくミて

鳥にたも しかさる人(ならう)やあらし山(見)

峯(ならう)の巢鷹(見)の習羽をミよ

とにかくに 敵の心にしたかふる<sup>(従)</sup>

身はおのつから和なりけり

不意に来ル敵にあくまでかつはた<sup>(勝)</sup>  
た<sup>(唯)</sup>

和の外のしかもやわらよ<sup>(和)</sup>

右此十一首之和歌 和の真意をすく<sup>(直)</sup>に言出せるなり たとへは 和の深意妙用を絵かけるかことし 堅秘<sup>(おろそか)</sup>而忽<sup>(お)</sup>におもふへからす

右 和歌を以和術の道理をしめし 己にまた劔術の強難をして和業の微妙を教て克己の餘用をあらわし 刃にあたり 刀にふるゝの端末形骸のつひてをならハしむるのミ<sup>(守)</sup>

劔乱之段

一、右足劔

一、左足劔

一、龍虎之劔

一、遊魚之劔

一、双鷺之劔

此五ツの捕組劔乱の秘術能鍛練する時は 許<sup>注(1)</sup>而可の内にして 教る所の太刀打の和術 其用の進退 拍子の動靜 心のことくにして勝利不可疑者也

注、(1) GK 789・15・享保十三年の資料では「許印可」となっている。

天真正

宮川夢仁齋 秀正

添田儀左衛門尉貞俊

津 輕 玄 蕃政朝

夫<sup>レ</sup>和歌者敷嶋之道也乎 故<sup>ニ</sup>随<sup>ニ</sup>倭国ノ風俗<sup>ニ</sup>導<sup>レ</sup>之<sup>キ</sup>欲<sup>ニ</sup>安<sup>シ</sup>其道得<sup>ニ</sup>而<sup>シ</sup>顯<sup>ニ</sup>和術之心意<sup>ニ</sup>或<sup>ハ</sup>又以<sup>ニ</sup>劔術<sup>ニ</sup>教<sup>レ</sup>有<sup>ニ</sup>組討勝利之序<sup>ニ</sup>皆後字之為拠者也

干時寛文元年<sup>辛丑</sup>曆 南呂上澣

右 和歌、劔乱 終

右此一卷雖為秘事 依御執心下浅令相傳早 堅秘而不可忽思 仍如件

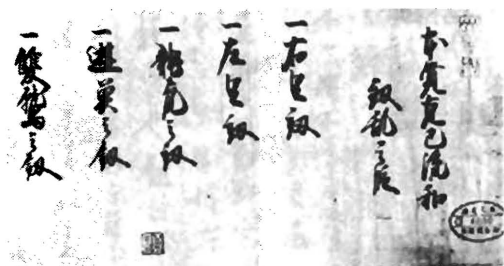
添田弥兵衛

貞和 朱印  
花押

享保十八癸巳年  
(二七三三)

十一月吉日  
兼平七十郎殿

(10) GK-789-15の奥書道統系譜



写(10) ©(12) GK-789-24 本覚克己流和  
亂之段 弘前市立図書館蔵

享保十三<sup>(七二八)</sup>  
戊申年

九月吉日

小山内善六殿

◎ (12) GK-789-24 本覚克己流和

亂之段  
写 00

- 一、右足劍
- 一、左足劍
- 一、龍虎之劍
- 一、遊魚之劍
- 一、隻鷺之劍

三上新左衛門尉  
柴谷清太夫

定寄

右之五之取組劔乱之秘術能練熟する時者 許印歌(可)の内にして 傳所(つたわる)の太刀撃之和術 其業用進退 拍子の動靜 心の儘にして勝利不可疑もの也 組討勝利の序あり 皆な後覚(字)の為拠者也

天真正

宮川夢仁齋 秀正

津 輕 玄 蕃政朝

添田儀左衛門貞俊

干時寛文元辛丑曆 南呂 上漸(齋)

津輕玄蕃政朝

工藤弥五左衛門尉行栄

葛巻浅右衛門尉行勝

川本貞右衛門尉盛應

戸田茂兵衛尉定明

戸田與左衛門尉定武

山崎半蔵 久頭

山崎勘一郎

頭廣 朱印  
花押

天保十五(八四四)甲辰年

二月吉日

羽賀清蔵殿

◎ (13) GK 789 18 本覚克己流和

極意

至格之段

- 一、前後詰
- 一、二人詰
- 一、前後移
- 一、友千鳥
- 一、雷火
- 一、四人詰
- 一、枯木折(こぼくおり)
- 一、飛車
- 一、願留
- 一、向付(むかふつけ)
- 一、猿猴之車返
- 一、天之羽衣之大事
- 一、乾之躰
- 一、坤之躰
- 一、仁王詰



一、盤石落

当り大事六ツ

一、気眼落

一、呉羽当

一、谷坪当

一、胸之当

一、水波当

一、下段当

縄四筋

一、七五三

一、早縄

一、覆早縄

一、真之筒縄

天真正

宮川夢仁齋 秀正

添田儀左衛門尉貞俊

津 輕 玄 蕃政朝

抑 宮川夢仁齋秀正者為和術之元祖 古昔年久而末流漸失其實者乎 今幸貞俊政朝多年依修行功驗積德初而建此流儀 後學之新汚染者也 克己流之和者專諸流之取組束一圓盡千變万化之業用撰之補之約以為一流 其秘術妙用之所作得奧儀可知者也矣夫

干時寬文元辛丑曆 南呂 上辭

右 至格之段 終

右此一卷雖為秘事 依御執心深令相傳早 堅秘而不可忽思 仍如件

添田弥兵衛

貞和 花押印

享保十八癸丑年 (一七三三)

十一月吉日

兼平七十郎殿

◎ (14) GK 789-25 本覚克己流和

極意

至格之段 写山

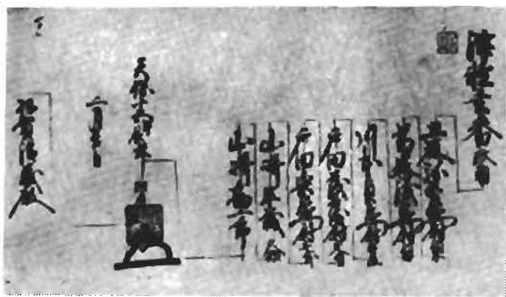
一、前後詰



写(11) ©(14) GK-789-25 本覺克己流和・極意  
至格之段 弘前市立図書館蔵

- 一、武人詰
- 一、前後移
- 一、友千鳥
- 一、雷火
- 一、四人詰
- 一、枯木折
- 一、飛車

- 一、願留
  - 一、向付
  - 一、猿猴車返
  - 一、天之羽衣
  - 一、乾之躰
  - 一、坤之躰
  - 一、仁王詰
  - 一、盤石落
  - 一、氣眼落
- 當之大事  
六



天真正

写(12) ◎(14) GK-789-25 本覚克己流和 極意  
至格之段の道統系譜 弘前市立図書館蔵

一、呉服當（てんぷら）

一、谷坪當

一、胸之當

一、水波當

一、下段當

繩四筋

一、七五三

一、早繩

一、覆早繩

一、真之筒繩

宮川夢仁斎 秀正

津 輕 同 蕃政朝

添田儀左衛門貞俊

干時寛文元辛丑曆

南呂上漸（辨）

此卷卷為妙用之間 可秘者也



写(13) ◎(15) GK-789-19 本覚克己流和 天の羽衣の大事 弘前市立図書館蔵

◎

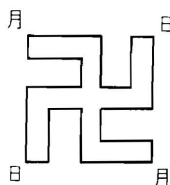
(15)

GK-789-19

天の羽衣の大事

写(13)

口傳



天保十五甲辰年  
(二八四四)

二月吉日

羽賀清藏殿

津軽玄蕃政朝 写(13)

工藤弥五左衛門尉行栄

葛巻儀右衛門尉行勝

川本貞右衛門尉盛應

戸田茂兵衛尉定明

戸田行左衛門尉定武

山崎半藏 久顕

山崎勘一郎

頭廣

朱押印



写(14) ◎(16) GK-789-28 本覚克己流和 九字  
 之大事 弘前市立図書館蔵

皆 同 愛染明王  
 陣 同 聖観音  
 列 同 阿弥陀  
 在 同 弥勒尊  
 前 同 摩利支天  
 右深口傳

◎

臨 本地毘沙門天  
 兵 同 十一面観音  
 闘 同 如意輪  
 者 同 不動尊

(16)

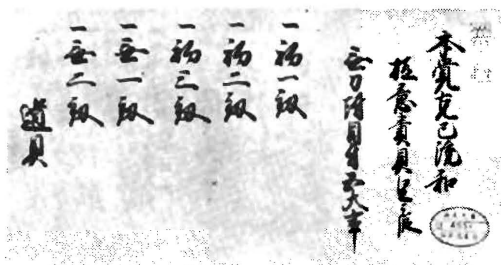
GK  
 789  
 28 九字之大事

写 04

(二七八四)  
 天明四甲辰年五月  
 松井四郎次殿

まのる

成田又左衛門  
 蓮意<sup>朱印</sup>  
 花押



写(15) ◎(17) GK-789-26 本覚克己流和 極意責具足之段 弘前市立図書館蔵

- 一、無二劔
- 一、無一劔
- 一、初三劔
- 一、初二劔
- 一、初一劔

無刀附目付五大事  
写画  
 極意責具足之段

◎ (17) GK-789-26 本覚克己流和

羽賀清之進殿

右雖為秘事 依執心深令授与畢 聊龜相有間敷於致信仰驗的然也矣

津輕玄蕃ヨリ

十一代

天保十五甲辰年  
(一八四四)

二月吉日

山崎勘一郎

頭廣

花朱押印

道具

一、十當

一、陰拳

一、遠車

一、万力

一、他力

固之大事

一、帶枕 大小口伝  
万字留大事

一、先勝 大事口傳

一、村雨 大事口傳

一、小鷹之法 別習有之 口傳

一、焨 別傳有之 口傳

右賣具足 終

天真正

宮川夢仁齋 秀正

津 輕 玄 蕃政朝

添田儀左衛門貞俊



抑 宮川夢仁齋秀正者為和術之元祖 古昔年久而末流漸失其寔者也 今幸政朝貞俊多年之修行依功驗積德初而建此  
流 後覺新汚染なり 其秘術妙用之所作深可味 雖為秘事依執心深令傳授早 聊他見他言有間敷もの也

干時寛文元辛丑曆 南呂上漸(拂)

津輕玄蕃政朝

工藤弥五左衛門尉行栄

葛巻儀右衛門尉行勝

川本貞右衛門尉盛應

戸田茂兵衛尉定明

戸田與左衛門尉定武

山崎半蔵 久顯

山崎勘一郎

顯廣

朱印  
花押

天保十五(一八四四)  
甲辰

二月吉日

羽賀清蔵殿



写(16) ©(18) GK-789-11 『序・本覚克己流和初巻』の書き出しの部分 弘前市立図書館蔵

◎ (18) GK-789-11 序・本覚克己流和初巻

写66

凡例

- 一、原文にはないが句点(。)読点(、)をつけ、段落を作った。
- 一、漢字はできるだけ当用漢字を用いたが、原文を生かしてそのまゝの漢字もある。
- 一、変体仮名・異字は、一部を除いて仮名または漢字に改めた。
- 一、文中の□□は虫食いによる判読不能の文字、( )内は解読者の注である。

六字の義ハ、許不相済内ハ申されません。初巻ハ、始りの巻冊故初巻といふ。序は段々次第有て、大序小序次序多序と申て次第有。糸口序而訓する文字なり。譬ハ、千尋の糸口のとちくまりたるをも、先糸端を出して静に解羈す時ハ其終を得るなり。又、わくの糸を繰出し安く、段々流儀の初を具にいわんか為、先糸口と出した初言なり。

ハ千里の行も一步より始といふハ、千里の道筋を行にも、先居所の近き一步よりふみ出し行ねハ、終る事ならさる也。業術も此如く、当流腕流より取初て□□と奥儀に至る心、道筋にも同ふ致ました事故、一流を千里の行道に喩たるもの也。又、千里と限りたる事ハ、流儀の深々敷をいわんか為、天地の大敷を取て申たる也。

ハ此道彼道と云ハ、彼是と統て此道とハ当流をいふ。彼道とハ他流を

申也。

へ行人(毎)ことに思ひ寄る心に裏なき種として□□□(浅き瀬)を渡らへ、又、なとか深淵もなからんと云通り、当流他流共に致<sub>二</sub>修行<sub>一</sub>、人毎にて御座ります入門致した所、全く多念なく修行致せども、暫<sub>レ</sub>くの内にはや入門以前の我を忘れて浅瀬を見て帰り、稽古相止る事を禁<sub>(きんじ)</sub>た文章なり。此の種と申事へ、草木諸々に種の有如く、人は先天(まず)より命する処の性を種と致<sub>(いたしま)</sub>する也。是を種と致て入門以前の裏なき心を以しはらく浅瀬を渡らへ、又、なとか深淵もなからんなり。浅瀬へ、稽古(未)またしき人を指也。淵とへ、和取<sub>(やわら)</sub>る心得をいふと申た通、段々奥儀へ取入<sub>(とり)</sub>へ明鏡と申て当流極意に大傳授有、是を淵といふ。前段に申通り、稽古またしき人を浅瀬と申た事故、深<sub>キ</sub> 処の傳授を淵と申た<sub>(る也)</sub>□□。依て、最初より深き処の淵に入れと教る事也。

へされへ、聖の教にも卑ヒキきより高きに至り、近きより遠きに行と申事へ、前段を言た事也。聖は則聖人の事、聖の字をひちりと訓する也。縦令へ、高山に登るにも麓の昇より登か如く、遠行にも居処の近き一足よりふミ出さねば行終る事ならず、業術も此如く、段々執行年月の功積ねハ淵に至らざるなり。是皆中半に致し、浅瀬を見て返、稽古差止、其流儀の善悪批判を申、極意に至りかぬる事を禁<sub>(きんじ)</sub>た文章也。

へ若淵(もし)に入るもの有へ、是を助けて是に与アツエよといふへ、流儀深処の傳授に志し、深く当流利業共にかんたんなく修行致し地利たるものなり。

業術の極意を極ん事を心に思ふと雖、其門下に不來ハ心懸さるに等きなり。段々言通り、当流他流其道々共に大意なる処の極意ばかりに目を付まして極たいと存るとも、先入門致、其道々の曲業を習ひま□□極られず。依て心懸さるに等き也。又、其門弟となりて曲業習ふ時へ、其功積り、極意に至ると申て日々出精致し、曲業を曲マカり、ひずみたる所を直しを得、稽古修行致時へ、其功積り極意に至る事なり。

へ一目の網に鳥を得る事難(むづかし)ふして安し。百目の網に鳥を得る事安して難し。一滴を管ツグて大海の塩を知心也。先此一目の網ハ神儒佛の申たるなり。一目の網に鳥を得事難ふして安し。其如く、神儒佛の大意なる道から見なしてハ、纔(わずか)一流ハ一目の網なれ共、天地陰陽乾坤の和を知る事也。さるに依て、大海と等き大なる処の神儒佛の塩味も同じ一豚の義也。則難ふして安き也。又、神儒佛ハ百目の網の如く大なる故、早速大極に落着致そふなものなれとも、仲々年月の功積りませねハ落着致しません。百目の網と大なる道故安かりそふなものなれとも、安して難し。唯稽古修行致して、朝思暮練か肝要なり。

へ軒ノキ近き一本ゆへに世の間の

花の盛りを知る櫻サクラ哉ナ

右の歌の外に利の大なる歌ハ何程もあれとも、此歌ハ殊ノ外流儀に相叶ふ歌也。軒ノキ近き一本のさくらの花開きま(舞)ふを見て、世間の花盛りをも知りましたと申歌の意也。必竟、花一流ハ春咲(ハル)ますてござります。右の歌を当流に取てハ、軒近きハ日々稽古致し居る所の流儀故、軒近きと申也。一本故とハ一流故申事、世間の花の盛りハ神儒佛を申たもの軒近き我日々出精致所の一流見開きますれハ、三道の大いなる花の盛りも相知れます。花に喩(たと)へました事ハ、見聞きの縁カ有故花に喩(たと)ました者、能当流を見開ますれハ、一流の智人と申事也。

亦曰、和(和術)を武術の最初ならんといふ事ハ如何となれハ、諸流其器に随ふ理あり。和術に於てハ、父母より得たる四肢へ、天より命する心を本として是を習わす事、其理全き故、是を武術の最初といふ也。門弟子ニおゐて其なす処の所作、淵(入)にいれと教る事、和術に明玉といふ一ツの傳授有。是を得たる時ハ、譬ハ臥身立居共に(タ)聞き事なし。

曰、理龍ハ千尋の下に住と也。手に明玉をとて玉を持、是か万代の宝也。

相聞通り、和術の最初ならん事ハ、また其器に随て理ニハ無之也。天々命する処の清心玉を本として、父母より得

処の四肢手足也。是を習わす事故、諸藝の本、武士たるもの最初の術にござります。依て臥身立居共に闇き事なし。理龍ハ理の形、千尋の下に住と也。手に明玉とて玉を持と右に申通り、仲々最初の理ニハござりません。諸道の奥意故、当流に於ても此段殊の外秘すべき事なれ共、前書に明玉を言ました故、前文書をおさへまして申た事なり。

本覚克己流和六文字

並 天地陰陽乾坤之和知る事

本。本ハ初也。性也。諸々の初を本といふ。譬ハ、和術其外諸藝共に其道により、志深く、先諸学に入。是則諸藝の本也。本立て道(もと)□□道理、本覚克己流和六文字ハ当流の根元也。其道々により志深く、諸学に入る其本心、清の正也。段々御詮儀の上御執行に依て申まするなり。

覚。覚ハ悟とも知とも発とも明かとも相通する文字なり。

かく其元を□□事を明にせんと欲する其元ありと雖、是を暁す心の脩まらざる時ハ、其元から起により、能々知辨(しりわきま)へ事を明にする也。

相聞江ますする通、人ハ善也。天より命する処の明なるもの也。され共、生長に順て段々五欲七情に闇まされ、錯付て居まする。是研磨心の起(おこ)さる内ハ、何迄も闇(おこ)もの也。人々磨得もの故、能ものを知得たる人と申事也。先其元を明に知ねハ、是非を能知弁へ、事を明にする事不成也。

天地陰陽乾坤乃和を知る事

天ハ命するせい有。天の命するせいといふハ、一円相形の内に於て、人間ハ言に不及、孰カ天のせいを受すといふものなし。一流に取てハ、流儀神妙の秘術、是則天の徳を象る也。天ノ命する性ハ則一円相形也。相知たる一切形の有もの、鳥獸、くさ木、四季土用に、不教して形に著れぬる事也。是則言に及はざる事也。当流神妙の秘術建立したる事ハ、天の命する道理也。依て天の徳を象る也と解したる也。

地ハ及す徳有て其性命すると雖、地有て其性を受、能およぼす処を以て万物是に順ふ也。地ハ一流の師人に等き也。万業秘術、事に応すといへとも、師有て是を伝ユされハ知事なし。弟子ハ天地の徳を得る万物に等き也。地ハ又及ほす処の徳有。一天有て其性を下すと雖、地有て万物に及下さねハ相叶わざる也。万物に及ほすに因て、万物□□隨ふ心なり。右の道理に同ふ致たもの故、地ハ一流の師人に等き也と解ました事也。

万業秘術、事に応すると雖、師有て是を伝ユされハ知事なし。其如く、年ことに当流秘術に應する様に成され置ました処を能々教え受まして、万物と等き弟子におよほ（及）ませ□□知事なし。依て万物と等き弟子ハ師道（守）順ふ心なり。当流神妙の秘術建立致した処ハ天の徳、師匠は地の徳同ふ致しましたもの。弟子ハ両徳を得もの故、弟子天地の徳を得る万物に等き也と解ました事なり。

陰ハ水の勢也。水ハ其様静なる時ハ其形速にして、亦其起時ハ風波忽ち起て岩石の角をけつり、大山も崩る事有。万業其如く、心中に業用を込て静にして敵に向ふ時ハ陰業是也。陰ハ水の性也。常に其形速にして静なるものなれとも、発起節（ツクリ）ハ大山岩石も闕崩る勢の如く、内に業を込、面ニハ静（おもて）にして敵に向ふ陰業也と申て業を陰に象り、敵に向ふ時ハケ様に心懸るなり。

陽ハ火の性也。火の形ハ、其勢（つ）ひ発する時ハ其余ハ煙となり万方に覆ひ、忽ち山林民家を焼失す。其如く、発して敵に向ふ時ハ□□も寛（ゆる）す事なく、然も能強く勝。是則陽業也と申て業を陽にかたとり、敵に向ふ時ハケ様に心懸也。

乾ハ陽の徳に同(おなじ)ふ致しまして、清くして輕業也。

坤ハ則陰の徳に同(おなじ)ふ致しまして、濁て重き業也。

和ハ、天地陰陽二字三形の心和け分ちて知と云心也と解しました通、天地陰陽二字三形ハ天地人の三才也。和ハ是を分ちて知もの也。天有て地の名有、陽有て天の徳有之道(理)□、陰有て陽の名有、陽有て万物に形を著し、四季五行と配道する事也。天地人の義ハ当流印可相傳せされハ委くハ申さざる也。是ニて天地陰陽乾坤の和ハ相濟なり。

本覺を論して、夫より天地陰陽乾坤の和を論し、克己流和の四(文字)□□後の段に論する事ハ、本覺ハ天性根元也。克己流和の四文字ハ、耆人一牀に拘りたるもの故、右の次第に論するなり。

### 克己流和

克ハ勝也と訓する。諸々の伐をも止る勝にハあらず、一人一牀の勝也。其勝へきに勝て敵を我もとむるにハあらず。

### 次言曰

勝ハ不勝して氣力身に有。勝ハ不勝して有。心氣力身に随ふ時ハ又心に随ふなり。

勝ハ不勝して氣力身に備り有もの也。依て勝ハ不勝而有と解しましたもの、心力氣身に随ふと解しました通り、心力氣身に随ひまして、又、氣力心身に随ふもの也。爰に於て一和の功成て万応不背身と成る事也。

己。私業也。私ハ実業の敵也。則克己ハわれにかで(勝マヤ)と説、則私業也。道の道たらざる事を能知ながら、己(勝)かふむむのふかく敷(深々しき)に(くら)闡(くら)まされ、善の善とせざる。是己といふか人々に天の命する清心玉と云物有と雖、己(勝)かふ我意より是をかくす。譬ハ、月晴天に明かなりと雖、村雲かけあふ(影アおほむ)に等き也。是を拂ふ風か極意に有と雖、今爰ニ著し難し。先勝(まず)

の字を風と見るかよし。

相聞へまする通、是ヲ正き道、足さる道と申事ハ存しなから、己か□□□□悪き度甚敷故正き道ニハ進ミませぬ也。是則己か成す処の私業て実業の為ニハ大敵也。人々天より得る処ハ、清心玉と申て明かなるものなりといへとも、己か我意を以て腐り錆付て居るもの也。依て譬て申ませうものならハ、月晴天に明か也といへ共、村雲かけあふニ等き也と解ました□□、正道ニ進ミまする心出れハ、忽ち我意の甚き故て御座ります。拂ふ風極意にあれ共、今爰ニ言かたし。先克の字を其風と見るかよしと説ました通、己かなす処の我意に克ますれハ、村雲拂ふ風に相叶ひまするに依て、則克己ハ己に勝と訓する文字也。

流。当流他流共に、其流無して未だ業練熟する事なし。支流余裔のこゝろあり。

相聞へまする通、先一本一本ありて其技業方々ニ榮ふころて又其種有て一本生るか如く、水上有て幾ばく筋に譬へさるか如く、古流の流義を受味へ知る心也。余裔ハ一ツの衣に喩ふ錦たりと雖、さつからすして其用を成事なし。其如く、元祖能綴りたる諸藝、其業術失わすして克学ふころ也と説ました通、錦□と結構なるハなけれ共、さつからすして其用を成事なし。当流に限りませず、諸藝共ニ、錦同前に元祖能綴りたる一流、世に失わすして其業術克学び習ひ残置ますれハ、則錦の我用をなす如く末流練熟致す事なり。

和ハ、強きに恐れじ弱を侮らす、貴き賤き夫々に随ひ応するの道也。然に、強を恐れぬも弱を侮らぬも、正しき道の外ならず。能にも留らす、悪きとて、さのみ誘る事なくして異曲いゑん也。

和の形ハ、水の如くにして有とも無とも云難し。進□□も正道の外行事なし。一鉢三身、全身明鏡、誠に誰か克言葉して云へきや。然も、是を得たる事安くして学び難き道ニも非ず、只門下に来る人ハいる事早行になつむへからず。

相聞まする通、和ハ天地の和順に御座りまして、万物養わるる□□□□。強を恐れす弱を侮らす、能ニもとらまれす



悪きニもさのミ誇る事なく、高き賤き夫々に随ひ応するの道也。誠にしんせいの正きもの也。深々と水の流るゝ如く、聖人の徳の形にござりまして、我に和を得ませねハ徳か無き也。元祖の被仰ました通、是を得たる事安くして学び難き道ニもあらず、唯、門家に來る人入る事、早く行ニなつむへからず。如此ニして朝思暮練か肝要也。一躰三身、全躰明鏡、誠に誰か詞して言へき哉。斯の如く、元祖至て委く、目て見、手に取様に被仰ました事也。三身ハ則天地人の三才、是を全躰（と）申也。此形を則明鏡と申事也。当流極意に至りますれハ、和の字の大傳か御座ります。依て此段におきましてハ略します。段々御執行御詮義の上、申ます事なり。

◎ (19) GK 789-13 本覚克己流

和術四問答

序

夫武士の万術万業、陰陽を本トス、故ニ陰の（勝つ化）□□ト言フ。陽の勝を變ト言フ。サレハ、当流和術の題号、本覚ノ二文字ヲ陰ト定メ、克己ノ二文字ヲ陽ト定ム。此四文字を和術の心氣ト定メ、和の字ヲ以形躰トスル事、陰陽變化の道理ヲ以テ和術ノ大本（下定ムル所以也）□□□□□□。

抑当流知格ノ段ヨリ漸免許ニ至テ修之行之、其功益積ノ後、印可神妙七術ノ地ニ至ルト雖、猶微妙ノ術ヲ得、中和ノ節ニ当ル事甚近フシテ遠シ。於茲、朝ニ（まな）学夕ニ琢磨シ、発スル所ニ本覚シ、静ル所ニ克己シ、既ニ一和ノ形躰トナリテ重働ニ帰ノ道ヲ尋求ムルト雖、知有（ひ）而不明辨、仁有（ひ）而不至、勇有（ひ）而不及ノ地、独（ひとり）至リ独備ルノ妙働ニシテ、必勝明玉、本車ノ傳授ナクシテハ其妙働ヲ得ル事難シ。故ニ門人此時疑惑シ、千變万化ノ業理ヲ區ニ問之。然トモ、可（孫田伝九）楽先

生(郎貞笑)

是ニ從ヒ彼ニ応シ、如<sub>レ</sub>雲如<sub>レ</sub>水流行して、其己カ業術の位を計て瞬息の内に答之。誠ニ明仁の徳多たる事、一度答を聞、一度是を問に、さながら和ノ全軀を得るか如にして、万術万業ノ勝利詳なる事瞭然たり。

凡一術一業ノ内にも、万術万業ノ意味深長なる秘傳有て、何れか秘中の秘ならずと云事なし。予、大幸にして先生

ノめくミ深く、当流の伝儀悉之。(ことごとす) 雖然、(およせ) 秘術の伝儀(奇)々妙々たるをしへ、直にあらわすへきにあらねは、

妙術妙業の伝儀徒ニ予カ胸中に空之。(むなし) 豈不嘆哉。故ニ後学の士の早爰に至り、勝負の利不利紛然たる疑を為<sub>レ</sub>退、其

至り尽<sub>(ヌ所)</sub>の業理、師ノ問答を則此書に頭わし、和術四問答ト名付。六業随違の習問□□□□彼の教別伝二十五ヶ条皆

後学爲工夫秘密の□たりといへとも、此書にをし頭わし置ものなり。寔に和術の大本心骨眼目は爰に止る而已。(のみ) 後学

の□□味して可得此妙術妙業ものなり。(士疎)

#### 和術四問答 写効

一、可楽先生門弟に問て曰、和術に六業あり。此六ツの勝を能修練して敵の氣、力、業、三ツノ内何れにか勝。

如勒答て曰、我は是氣に勝ツなり。

渡水又曰、吾は業に勝んと云。

先生、曰両士既ニ氣、業に勝と云。敵の氣、業に我か氣、力、業の三ツノ内、何れを以て勝哉。如勒、渡水の兩士不能答。

先生語て曰、我業を以て敵の氣力を奮ひ、我氣を以て敵の業に勝也。故に氣力軀形に有て万業の根と成て身氣力一和セざる内は、業術氣身に不隨、氣力業術心身一和の功成て万応不背身となる。是を名付て和と云ト云々。兩士



写(17) ©(19) G K-789-13『本覚克己流和・和術  
四門答』の序の終りの部分と問答の始めの  
部分・弘前市立図書館蔵

甚感心ス

一、如勒問テ曰、和術六勝と定りたる謂ありや。<sup>(いわれ)</sup>

先生答テ曰、有六勝。本投、<sup>(なげ)</sup>痿、<sup>(なやし)</sup>肢折ノ三勝より出ル。<sup>(しおり)</sup>

捨ハ是投より別レ、<sup>(すて)</sup>拔ハ是又痿より出ル。移リは肢折より出たるなり。此三ツ、又、投の一ツより出ル。一ツノ投より随違ノ二勝<sup>(出)</sup>たり。違勝を投と名付、随勝を痿と名付。此二ツより捨、拔の二ツ出て四勝となる。移リ、肢折は右四ツの業用の外なり。是を二変の業用と云。四の正術難叶時、<sup>(かなえがたき)</sup>二ツの業術を用るなり。是於和術奇の勝とする也ト云々。如勒感心して退。

一、渡水問テ曰、投ノ一ツより□勝の出たる所以如何。<sup>(ゆえん)</sup>

先生答テ曰、乾坤ノ両□和術ノ極秘也。投ノ一ツより乾の躰出たり。投斗ニテは勝利少き事を知て坤躰となる。坤の躰の業用□<sup>(は)</sup>是痿也。故に投ノ一ツより出たる也。

渡水亦曰、しか□□二変の業用四勝とは如何。

先生ノ曰、奇□□<sup>(正)</sup>以て分たり。四□<sup>(勝)</sup>は正、二変は奇なり。四勝二<sup>(分)</sup>変合て六勝と名付ト云々。

渡水又曰、奇変の二ツ、何れとかわかれる。

先生曰、道理に依て云時は奇也。形を見て云時は変也。変は奇を内にして、化は正を内にする也。渡水得心して退。

一、如勒問、六勝の内、何れや勝<sup>(す)</sup>レたる。

先生答テ曰、拔也。

亦問、抜移勝之内にて四勝に勝れたる謂如何(いわれ)。

先生ノ曰、其形屈曲セス。万術万業ヲ備テ勝利全キ躰也。可深味者也ト云々。誠ニ意味有之教也。

一、可蹶問曰、和ノ全勝ト云事有哉。

先生答曰、有り。氣力一躰是也。

亦問、六勝之内、氣力一躰何れそや。

先生曰、痿是也。

又問、六勝ノ内、痿のみ一ツ氣力一躰なる謂如何。

先生答曰、投は是乾坤なれば、氣力上に有て一和せず。捨は又氣力左右に順ず。抜は胸腰に氣力あり。肢折ハ氣力腰より上に集る。移は躰形氣心異也。痿のミ氣力一和身なり。故に痿を以て答也ト云々。可蹶、甚感喜して退。

寔に必勝本車を得る時、万術万業の一和する事を全得るといへとも、六業の和形は痿ニ止リ、明人(名)の答とハ云ながら、花実□に備て面白キ教ならずや。

一、可蹶問、しからハ、如勒か問に六勝之内にて勝したるハ抜、痿と答給しは其答異乎。

先生曰、不異。如勒業用を問、可蹶ハ道理を□(問)。依之答異也。

又問、(六勝之内)□□□痿のミ一和して外五ツの躰形□□□和を得る事□(不)能乎。

先生曰、不然。和の全躰□□□は右のことし。業に依ていへハ、五ツの業躰氣力の集る所は、其業其用の和にして業術□一和なり。能々深味せよト云々。可蹶、六業の本□を常に握れることくして去りぬ。

誠ニ意味の深長なる答、学士能可味者也。

一、先生語て曰、知格之段□(段)初の取組腕流ハ、抜、痿ノ形躰を教、琢磨之段最初の取組手先□(折)ハ、移の形躰をおしへ、

重練の段諸手突は捨の形躰を教たり。此四ツの業用、習の功なき時は用になりかたきゆへ也。投、肢折は其躰形不致、おのつからの身なれば、其筋を知て是になるゝのミ也。四ツの形躰は教によらすしてハ、しめかためゆるミ、業術不和にして勝利全からぬ也。故に三段の始に出し、最初におしゆる也。

一、可腰問、氣力一躰に可(なるべき)成(數)おしへ有や。

先生曰、有り。当流の極秘にして、和傳受の大事なれば爰に顯(難)しかたきとて、

おのか身は和なれとも捕組に

和(勿要)の外を取(物要)ものうき

身に習 身におしへツツ和をバ

外(求)にもとめぬものと知へし

寔(やわら)に和傳受するの時は、万術万業其和に不至と云事なし。当流極秘なれば爰ニ奇有妙有。後学工夫の為、此両首を爰にあらわすものなり。

一、先生門弟二語て曰、知格之段ハ至極の段まで其捕組七拾五、其変化に至てハ揚て數(かたし)□□□。是皆一人に可勝の業術也。然に必至と可勝の道理を不知ハ如何。□□□不得答。

先生語て曰、必至と可勝道理を不知事、他になし。疑心多して勝利を我業にまかする所以也。深味せよとて

鳥を得る目は□□□さりとても

一目の網に鳥は得かたし

此歌秘中の秘なり。末弟能々可深味もの也。

一、先生渡水に語て曰、業至て理の備りたるはよし。業未熟にして理の至りたるは勝利不全。道理に勝へき業はあれとも、業に可勝道理なし。一物有て一理備と云古語、(むべ)宜なる哉。

渡水問曰、業の至りたるとハ何をかさして云。

先生曰、其形業用に不背を見て知る。

(渡水)又曰、理の至りたるハ何をかさして云や。

答て曰、氣身業用に先立時は勝利不全。業至り其理を知る時は氣力業に随ひ、又、氣力に応ず。是を氣力一躰、心身不二と云也。

渡水又曰、道理は不通といへとも、業能時は可ならんか。

先生曰、業無(なく)して道理のミ至りたるに(勝・獲)ハマさらんか。然とも、業のミ至て道理の不通ハ、盲目の杖を頼て細橋を

如行乎。雖不落橋危地と云々。

寔に業理の熟不熟、此おし(教)へならずしてハ不可見。

一、可曬問て曰、六業の内、順逆の勝何れそや。

先生答、投、痿、移の三、是を順の勝と云、捨、拔、肢折、是三ツ逆の勝と云也。是を得心する時は、如何程不意なる敵に逢とても、勝負の順逆取組之表裏よく、早心に疑ヒて勝負に迷わぬなり。

一、可躰又問、無形とは如何。  
 (是) 〇寔に深味の傳受そや。可躰甚感して是も奥の心の傳受とも云んとて〇貴シ退ス。

先生答曰ク、和術万業一貫之形、万応不背身と〇〇形を能得たる時無形也。業術至上の極(まわむるところ)所、意味深長、微妙にして以心傳心の明要なれば、答に言語なしと云々。

当流のみ教を以直に無形に至る事、末弟貴ヒ、可学は此術也。寔に奇なり。妙なり。

一、可躰問、惣て敵に逢時は、取掛と仕舞とに心得有乎。

答テ曰、有り。如何ニ心得たるや。

可躰曰、心付たる斗にて其心得分明ならず。(わか)願は教を聞ん、と云り。

時に先生曰、首尾には能死して能殺シ、真にして草也ト云事、不可意と云て可躰敬貴シテ去ル。

一、可躰又問、奇身奇所は如何心得可ならんや。

先生答のたまわく、前中横角の大事、立下居上の勝と云事有り。能可心得ト云々。

又問、敵より取掛ル時心得ありや。

答テ曰、最有。違心附隔の大事、秘中ノ秘也。可躰感悦して去ル。

誠ニ大事ノ傳受、門葉敬貴すへきの教、爰に止る乎。

一、渡水、如勒之両士問て曰、無刀再教の目付の外、又々心得有や。

先生ノ曰、有。必死必生、根生末死ト云事有。能心得して能行用する時は、得利事不可疑ト云々。両士感心して去ル。

一、両士問、柔、和の相違如何。

答テ曰、柔は氣力をゆるくし、身軀を溫柔にして、皮肉の間、心氣の通行する所に依て敵の強堅破碎の當を請と聞。当流にては、(柔)□を不用して和の字を以真要とする事、深長なる傳授あれとも今難<sub>レ</sub>頭。兩士に氣力業の三ツの勝を語りし時、有(あらまし)増雖為云、或又和の用を云ん。

抑当流にて和の字を用る事、別にいわれなし。唯、氣、力、業、一和する事を求めるのみ。右一和の功成て心身不二となる此時、始て我業術能敵の動靜に応ス。如此なる時は、能其勝利過不及なし。是を和と云々々々。

兩士感心ス。もつとも、一和の形軀となる事、其教なくして非可至。奇々妙々の傳授、本車に止(とどむる)のみ。

一、先生三士に語て曰、三術勝負の別れ有。是を能知時は、術の功者に逢ふ時其業術を奮勝利不可。

一、取手ハ勝業に先立(さきだつ)ゆへに我業を以て敵の身軀ニ勝。

一、相撲は業勝を伺ふゆへに我力を以て敵の業形に勝。

一、和は業勝を不免、依氣力、軀形一和して能応其変云々。

三士感心ス。

一、可醜問、陰陽の位と云事如何。

先生答テ曰、業内ニ達して理外に□□シ其勝を知る。進形浮を陽の位と云、業の□光なり。

理業ともに内にして□(取)掛を待て不進形沈を陰の位と云。右□□和して無形の時、無位也。秘中の秘にして今顯ス事不能と云々。

可醜感悦して退去ス。

右四問答畢



## 別傳二十五ヶ条

- 一、克己心得の事
- 一、己心秘勝之事
- 一、合躰無刀之事
- 一、手本無刀之事
- 一、間積廣横勝不勝事
- 一、切而不切間を知る事
- 一、勝は有<sup>レ</sup>敵負は吾<sup>ニ</sup>有事
- 一、敵退を見而位を知事
- 一、敵の形に依て勝負に遅速有事
- 一、無刀は名の事
- 一、人を知而我を知事
- 一、移<sup>レ</sup>に衣を捨事
- 一、外は急難に用二□□の勝ノ事
- 一、骨節勝所心得□事<sup>(の)</sup>

(以下切れてなし)



写(18) ◎(20) GK-789-7『和骨篋集・和源』  
の書き出し部分 弘前市立図書館蔵

◎ 20 GK 789-7 和骨篋集

本覚克己流  
和源 写 08

抑本覚克己流和ノ根元ヲ尋ルニ、羽州酒田ノ住人宮河夢仁齋秀正、至  
心流ヲ稽古シテ其奥儀ヲ極タリ。然トモ、勝利無覚束有シニヤ、年月是  
ヲ工夫スルノ所ニ、乾坤ノ両躰是則実相ノ大事也。此秘術ヲ夢相ニ得テ  
シヨリ、此末流ヲ心極流ト名付テ是ヲ教ルニ、其門流世ニ多シ。

吾亦若年ノ昔ヨリ此道ヲ好而朝思暮練スル事年月アリテ後已ニ壮歳ノ  
頃、此心極流ヲ能習得<sup>マナヒ</sup>タリシ人ニ逢テ、則流儀ヲ學習<sup>上七下</sup>功ヲ積之後、飛車、

風車、水車之三車ヲ始テ工夫シテ、我門弟ニ悉ク是ヲ授ル。サレバ門流ノ輩、又是ヲ尊<sup>マツト</sup>事類<sup>ダツ</sup>ナシ。然ルニ、三車ノ  
内飛車ト云ル取組、故有テ世ニ露頭セリ。我又是ヲ本意ナキ事ニ思ヒ、悲<sup>カナシ</sup>ノ心又浅カラス。其切ナル心ヨリ感ジケ  
ルカ、我モ亦夢中ニ一躰三身ト云事ヲ得タリ。是ニ於テ、清海波、鬼挫<sup>オニヒキ</sup>、明鏡ノ三ノ取組ヲ工夫シテ、一躰三身ヲ以  
氣心ト成、三ノ取組ヲ以業形トシテ、心秘スル事程アリシカ、我門弟ノ内、藤原政朝ハ此道ニ長セル事ヲカ不及所ノ  
妙術ヲ著<sup>アハシ</sup>、不傳所ノ秘術ヲ施セル人ナル故ニ、彼カ方エ往<sup>ユキ</sup>テ此三ノ取組ヲ密傳スルニ、信スル事亦我深意ニ重過セリ。  
此時政朝復、波返、岩石枕ト云取組ヲ工夫シテ、前ノ三ノモノニ今ノ二ヲ加ヘテ五、是則一躰三身ノ全躰ト定。其業  
用ノ神妙ナル事ヲ千度感ジ、百度深味シテ怡<sup>ヨキ</sup>ベル事甚シ。政朝ヲ助ケテ曰、今新ニ和ノ勝利妙用詳ナル事ヲ知レリ。

無益ヲ省ケル、勝利全キ取組ヲ工夫シテ益末流ノ功勞ヲ救ムト云テ、予ト共ニ心身ヲ勞シ、四肢業用ノ宜ヲ撰、流儀ヲ改メ、本覚克己流建立セシナリ。

和骨篋篋集 序

夫当流和之大意、本覚克己之四之字顯シ、初学ノ士之業用ノ一助ト成セル。其故ハ、当流門弟之數ニ入人、僅ニ知格ノ段ヲ学时、入門以前之己ニ勝事成也ナルヤナル不成也ト自問自答シテ、我古ヲ能曉トレト示サンヲ為ノ名也。又、此書ヲ和骨篋篋集ト名附ル事、和ノ心骨篋篋トスルノ業用秘密深長ナル意味詳ニ書記テ、和ノ全躰妙用ヲ目ニ見、手ニ取カ如ク書タレハ也。

然トモ、三奪三違、六之業用、浮沈ノ位、進退遲速之動靜、其微妙ナル事誰カ能詞シテ云ンヤ。未熟之人是ヲ傳ヘキナリ。唯ソレ、コレヲ不捨不忘、朝思暮練之中ニ其妙ハ有而已。

和骨篋篋集

寄三覚之事

一、前後協

右三ツ也。能々可味也。

六ツ之寄身ノ事

一、寄身 一、寄様 一、寄所 一、付所 一、請所 一、取所

三段付之事

- 一、上段 頸<sup>クビ</sup>前後  
左右 頷<sup>エリ</sup>後前 髮<sup>カミ</sup>前後左右
- 一、中段 腰<sup>ウシ</sup>前後左右 帶<sup>オビ</sup>前後左右 手<sup>テ</sup>前後左右
- 一、下段 股<sup>モモ</sup>前後左右 脚<sup>アシ</sup>前後左右

三知之事

- 一、留 オトカヒ (あご) 頷<sup>ヒヂシ</sup>肘<sup>ノド</sup> 喉<sup>ヒナ</sup> 臂<sup>ウデ</sup> 腕<sup>ワキ</sup> 脇<sup>コシ</sup> 腰<sup>一本ニ</sup> 股<sup>腰無之</sup> 膝
- 一、当身七 項<sup>ウナシ</sup> 頭<sup>カタ</sup> 肩<sup>カダ</sup> 拳<sup>クニ</sup> 臂<sup>ヒデ</sup> 膝<sup>ヒザ</sup> 足
- 一、当所拾七 氣 眼 耳 鼻 水 汲 額 頸 喉 心之当 脇<sup>下</sup> 液 大骨 谷坪 谷底 臂 股 膝 足 甲
- 右三覚、三段、三知、是共ニ和ノ業用勝負之根元也。故ニ一<sup>下</sup>躰一人ノ上<sup>上</sup>ヲ悉ク書附者也。

敵台懸待表裏之事

六勝業躰

- 一、保者 拍子ノ勢ヒ也。投<sup>ナゲ</sup>、拔<sup>スグ</sup>ニ用ル躰也。
- 一、請者 (ホヤ) 痿<sup>(ホヤ)</sup>ヲ用時ノ躰ヲ云フ。敵ノ形ノ至テ大ナル所ヲ請ル也。懸ル敵ニ用ヘキ也。
- 一、抱者 捨<sup>(サテ)</sup>ヲ用ル時ノ躰也。業ノ有余也。能疆カダン為也。
- 一、洩者 勢<sup>イシ</sup>ヲモラス也。我力ヲ恃<sup>タシ</sup>テ手先強ニ来ル敵ニ用ル也。

一、折者 進ム氣(きざし・兆) 指折ル力ヲツクス也。

二変之業用

一、移者 我横形無躰ニ成而敵ノ豎形有躰ニ勝也。未熟之時難用也。

一、肢折者 我豎形ニシテ無躰ニナリ、敵ノ有力有躰ニ勝也。是修行之功積而後可知也。

右ノ七ツノ者和六勝ノ業躰業用也。

六ツ之業用之事

一、投オ 是ハ敵ノ拍子ヲ請テ我力ヲ以勝也。

一、捨スマ 是ハ敵ヲ能取じ控じキ、働カス様ニシテ投也。

一、拔ヌ 是ハ己カ力ヲ恃タシテ無理ニ取控じントスルトキ、敵ノ力ノ虚ナル方エ急ニ拔ナリ。

一、痿オシ 是ハ敵上手ニ成テ取控じントセハ、必其力腰ヨリ上ニ有テ、足本(元)ハ氣力共ニ虚ナリ。故ニ上ニ有氣力ヲ我躰

ニノセテ勝也。

一、移ウツリ 是ハ敵ノ力ヲ我ニ移也。我力ヲ敵ノ力ノ虚ナル処エ移テ勝也。

一、肢折(しわり) 是ハ敵ノ四肢ニ便リテ其氣力ニ我身躰ヲノセテ勝ナリ。

三勝之事

一、立組ホエシ 羈ホエシナリ。仕舞。

一、居組 羈 仕舞。

一、臥組 羈 仕舞。

右三ツノ外全是ナシ。此三品業用ヲ尽時、和ノ至極妙術是亦尽ル也。

### 三ノ拍子ノ事

一、重動拍子

凡情氣有物行動有。行動有ハ拍子有。常ノ行動ノ上ニ一住ヲ加エタル時重キ也。故ニ初心ノ時重キヲ動ノ拍子ト云也。

一、常動拍子

日ヲ重ネ業修練シテハ、始メ加タル一住輕成テ、其動平生ノ如クニナル。此時ヲ常動ノ拍子ト云也。

一、輕動拍子

右修練ノ功積年月テ、其進退常ヨリハ速ニシテ行動輕シ。此時ヲ輕動ノ拍子ト云也。

一、夫常靜動テ行動有。行動又拍子有。拍子亦遲速緩急輕重有。此六ツノ物重常輕ノ三ツノ拍子共ニ備ルナリ。此三ツ拍子ニ相對スル拍子三有。依テ六拍子也。六拍子ノ事末ニ委シ。

### 三奪之事

一、氣ヲ奪 聲

一、力ヲ奪 拍子

一、業ヲ奪 当リ

三違之事

- 一、氣ニ違 我ニ敵勝ムトスル氣指ヲ知テ是ニ違ル也。(きざし・兆)微妙ニシテイ、難シ。能得而知事亦妙ナリ。
- 一、牀ニ違 右来ル敵ヲハ左ニ違、左ハ右、前ハ後、皆敵ノ好所ヲ違ル也。
- 一、業ニ違 彊ク来ル敵ヲハ外ス。弱ケレハ肢折、右ニ力アレハ左ヨリ移ル。上ニ力アレハ痿ス。カクノ如ク違ナリ。

陰陽之位之事

- 一、陽之位 浮 陰声
- 一、陰之位 沈 陽声

六ツノ拍子之事

- 一、違拍子 三ツ 一、貸拍子、敵ニ拍子無時ハ我拍子ニ乗テ勝也。
- 一、抜拍子 氣ノ強キ敵ニハ抜拍子ヲ用テ勝也。
- 一、外ス拍子 力強キ敵ニハアマツス拍子ヲ用也。一、合拍子三ツ。
- 一、借拍子 敵ノ拍子アマリタルヲ取テ勝。
- 一、乗拍子 敵ノ拍子ニ乗而勝也。

一、請拍子ツクシ 敵拍子ニ有余無時ハ請テ勝也。

三ノ力身之事

一、氣ニ力身有時ハ、烈ヒシクシテ間抜スル也。故ニ貸ス拍子ヲ用ユヘシ。  
 一、躰ニ力身有ハ、シブトクシテ強シ。故ニサソウ拍子ヲ用ユヘシ。口傳。  
 一、業ニ力身アレハ、ソノ躰ニ虚ナル所多シ。是ヲカス拍子ヲ可用。

三ノ間之事

一、打間ウチマ 二身  
 一、詰間ツグマ 一身半  
 一、取間トルマ 一身

業用拍子位附之事

△投之捕組ナゲ

一、梢倒コソヘクラシ 借拍子カカリ 沈位  
 一、谷落タニオトシ 乗拍子 浮位  
 一、槽落ヤクワク 貸拍子 沈位  
 一、鐵石落テツシキ 貸拍子 浮位



- 一、前後詰 貸拍子 沈位
- 一、主人 借拍子 沈位
- 一、柵利詰 請拍子 沈位
- 一、碇引 乘拍子 浮位
- 一、鸚鵡返 取拍子 浮位
- 一、面影 借拍子 浮位
- 一、腕流 借拍子 浮位

△<sup>スゲ</sup>拔之捕組

- 一、頭留 貸拍子 浮位
- 一、紅葉捨 棄拍子 浮位
- 一、行違 貸拍子 浮位
- 一、小鷹返 外拍子 沈位
- 一、違詰 借拍子 沈位

△捨之捕組

- 一、向附 貸拍子 浮位
- 一、盤石落 貸拍子 沈位

一、四人詰 貸拍子 浮位

⑤ 次の三捕組は「附箋」として、鸚鵡返、碇引、柵利詰、主人の上に張られている。

一、繫船フネヅナ 外拍子 沈位

一、刀段トウダン 借拍子カケル 浮位

一、相引アヒキ 取拍子トル 沈位

△倭之捕組ウヂノツグミ

一、諸手突モロテツキ 請拍子 浮位

一、燕返ツバムカヘシ 請拍子 浮位

一、腕流裏 請拍子 浮位

一、違詰裏チガヒツグミ 請拍子 浮位

一、朽木倒裏クシヤ 請拍子 浮位

△移之取組ウツマ

一、前後左右移 借拍子 沈位

一、前後移 貸拍子 沈位

一、枯木折コカク 貸拍子 沈位

一、飛車 トビクルマ 借拍子 沈位

④ 次の四取組は「附箋」として、右の四取組の上に張られている。

一、膝車 アシクルマ 借拍子 浮位

一、小手乱 コテミダレ 貸拍子 浮位

一、七里引拔 ヒキ 借拍子 浮位

一、鞠ノ身 マリミ 借拍子 浮位

△肢折之取組

一、四手崩 ツツクラシ 貸拍子 浮位

一、三条ノ手留 サンジヤウトメ 貸拍子 浮位

一、二之位 貸拍子 浮位

一、左右向肢折 貸拍子 浮位

一、劔肢折 ケンジ 貸拍子 浮位

一、手割 テガキ 貸拍子 浮位

一、小詰 ツメ 外拍子 沈位

一、乗拍子 沈位ハ二人取

一、撚還 ヒメリカヘシ 乗拍子 沈位一本二借

- 一、友衛トモヱ 借拍子 沈位  
 一、乱車マシ 貸拍子 浮位  
 一、電光チカラハツ 外拍子ス 沈位

凡克已流和之取組、知格之段ヨリ至極之段迄其數七十五也。自他異形之取組多ト雖、右七十五之取組、拍子附、位附、好令深味者コレ有ハ洩事有ベ不ル者也乎。

天真正

添田儀左衛門尉貞俊  
 津 輕 玄 蕃政朝

夫惟、端末未見、躰業未形、誰知乎有和妙術乎。故貞俊、政朝、為後學可至和之微妙、明辨躰業秘密之用、為其的要詳用法、以作為此和骨篋篋集、為和術篋篋者也。今時俾シム兩士始著此書、所以下以欲中撰錄所有和術而為末流証錄、以其不差者正サント於此道也。是則教和指南普設セツ學之拠者、是真雖為秘密傳儀不厭リンセキ倍惜而推顯於是、示後學之意至深切矣。門人慎其可不レ尽心力乎也。

干時天明七歲丁未正月寫之。

文政五稔壬午臯月 再寫

(三條氏)  
 さんぢやううち持主

本覚克己流

夫能動て不已ものハ、天の利にして其形円なり。能乗せて静なるものハ、地の徳にして其形方なり。是則天地の実形にして動静の証拠なり。かるか故ニ、当流和術の異形変身業用、知格の段より至格の段迄、其取組不<sub>(ことごとく)</sub>盡<sub>(ことごとく)</sub> 図にして是を实形証拠の巻と名付。乾坤の両冊に分之事、乾の巻にハ、未得其神妙といへとも、其業用堅達にして勝利有の取組を悉出し、坤の巻には、業術微妙にして未熟の始め重動の拍子に還り、遅静の所に妙用有の实形を図して克己流の証拠になせり。智在て国家を治、仁在て国民を憐之、勇有て白刃を踏とも、不学して其实形の真意妙用を知らんこといかにそや。貞俊<sub>(孫田儀左衛門) 津軽支藩</sub> 政 朝の両士、幸にして其宗を得て、以形躰敵に順応し、秘術の拍子、所作の遅速に随て流行す。此時両士、適々和術実形を作意して末流のために残すものなり。

和実形証拠巻乾冊

知格之段 表八 初巻

注1、写真には番号と「技」の名称を記した。

2、白の人物が取り方、黒の人物が受け方である。



(1) 腕流



(2) 違



(3) 朽木倒

一、違詰写(2)  
 敵右の手にて我胸を取たる時、其手を我か手にて先とめ、敵の腕の下へ能我身のはまるか如くして、敵の右の  
 あとへぬくる。抜る時ハ尤両手にて敵の腕を持也。懸足つよくかけ、請身押し、其外秘術多し。口傳。

一、朽木倒写(3)  
 敵右の手にて我胸を取、左の手にて帯をとりて押たをさんとする時、敵の右の腕を我右の手にてとめ、敵の右  
 の腕の下より我手を差込時、我左の足をハ敵の後へふみこみ、敵我身のすかさる如くにして我右の手を敵の右の  
 胸の所へ懸て、上の手と申し拍子に後へ捨るなり。捨さまに我右の膝をすてて仕込。取かため習多し。

一、木末倒写(4)  
 敵左右の手にて我前腰に取付、押倒さんとする時、我左の手にて敵腕の下より敵の左右の腕をからみ、敵の右  
 の手をとめ、我右の足をあとへひらき、かわる身にて左なやし也。口傳。



(4) 木末倒



(5) 行違



(6) 面影

敵我頭上へ切かゝる時、太刀の下へふかくふみこみ、我右の手にて敵の右の手をしかと取、左の足を敵の後へふみこみながら身を替り、我左の手を敵の両足の間へ打入引揚、我背の上右の肩の順より右の前へ投る。左右手のしめ打入仕込様々。習口傳多し。

一、行違写<sup>(5)</sup>

向より来る敵に我行違時、右の腕<sup>注(1)</sup>へ行双ひ、身を替りさまに左の足を敵の後へふみ、我左の手を敵の頭上より打越<sup>注(3)</sup>、敵をさか手に二の腕の順をだきとめ、右の手にて敵の左の足<sup>ひかき</sup>の所へかけ救ひ、後の方へすつる也。すてさまに左の膝をつきてすつる也。

一、面影写<sup>(6)</sup>

敵後より来りてたきとむる時、我右の肩を下へぬくる心得にて敵の右の腕をとり、左の足を先へ、ふと腰にて張あぐる心にて前へなぐる。故に此取組至心流などにてハ後詰といふ。勿論、勝様も心得少違なり。口傳多し。



(7) 三条手留



(8) 山陰

一、三條手留写(7)

敵より我胸を腕流の如く取たる時、我左右の手にて敵の手をとり、我肢折べきかたの足を引、我ひたいをあてて肢折。左右同断。敵の手に我額(当)をあつるに口傳。

一、山陰写(8)

敵右の手にて我胸を取たる時、

まづ我も右の手にて敵の手を留、敵の腕の下より我左の手を入、敵の胸を(逆手)さかてにとりて前へ肢折、左右同断。

口傳多し。

右表之取組八、和最初(やわはじめ)の術業にして、前後左右の付所、付様、勝利の大格を知らしめ、正法の躰の業用を以て正直に一術一躰の業用を顕し、初学の教をなすもの也。皆居付の捕組なり。

右八の表の変化を尽しみれハ、其取組大概三百二十一術にあまれ、此内取組七ツは八表七術の傳受とする也。惣和(すべて)術の腕流より始るゆゑん、表の八におはる事、己事を得ざるの誠あるおしえにして、態(わざわざ)もとめこしらへたる業にあらざるか故に、自から和諸流の表といふも、大格ハ何れも(いっ)同じ教の筋にも似たるといへとも、其本元を知て次第をたつる事ハすくなかるへし。後学の工夫のため爰に断るもの也。



一、腕流写(9)

敵右の手にて急に我胸を突倒さんとはつミ来るを、我左の手にて敵の腕首を留ながら、右の手にて敵の腕のつがひに当りさまに身をきゝて、左の足を後へ開きなやす。しめかため表同断。

一、違詰写(10)

取懸仕込ともに表の如し。已に我方より左の手を差込時、敵の踏出したる右の足を引、身を替りて仕込をはづるゝなり。其時我腰を留めたる敵の腕を右の手にてとめ、左の手にて敵の二の肘注(4)へ当りて右の足を後へ開きなからなやす。

一、朽木倒写(11)



(9) 腕 流



(10) 違 詰



(11) 朽 木 倒



(12) 木末倒



(13) 行違



(14) 面影

取懸表のことくなり。我レ敵の腕を左の手にて留め、右の足を敵の前へ踏込ながら、右の手にて敵の胸を押。

其時、敵より押かへさんとする其氣指を請て、右の足を後へひらきながら身をきよてなやす。

一、木末倒写四

敵頭上より切懸るを右の手にて留め、表の腕流のこゝろニ抜るなり。抜る時左の手を添る也。抜様投様口傳。

懸足の習腕（流）に同し。

一、行違写四

向より来る敵の右のかたへ行ならひさまに、敵の右の手を我右の手にて取、右の足を後さまに敵の脇の下を後

へ抜て勝なり。

一、面影写四

敵後より来りて二の肘を(注⑤)からみ(抱)いだく時、我左右の臂を張り、下へ身をぬくる心持にて左の足を敵の後へふ



(15) 三条手留



(16) 山陰

み、左右の手にて敵の両股臑(ひかどみ)の所をさか手にいたき後へ捨るなり。

一、三条手留写画

取懸表に同し。我表の如くに肢折へきとする時、敵より其臂をまげて肢折を留んとする時、陽の身に打込、上下にてきめて後へ捨るなり。

一、山陰写画

取様、請様、表に同し。我こゝに肢折んとする前かた、敵臂をちぢめて肢折られじとする時、直に我敵の身寄のかたの足を後へふかくふみこみ、陽の身にて後へ捨るなり。大躰、三条の手留の仕込、しめかために同し。

右八之裏ハ、奇法の取組を顕し教とするなり。則、八表八裏の術をもつて奇正の二ツを知らしめ、右拾六の取組を以て和術の正法奇法を知格せしめ、変化の序をなし、初学の教となせり。

注(1) 資料②『和術』には「脇」とある。

- (2) 右の資料には「踏込」とある。
- (3) 右の資料には「打込」とある。
- (4) 右の資料には「腕」とある。
- (5) 右の資料には「腕」とある。



(17) 手先折



(18) 乱拍



(19) 末葉返

琢磨之段

一、手先折写画

敵我れ向ひ居たる時、敵我か左右の手を取、小鷹返の如く五指を折時、我左の臂を曲て左の膝を立さまに敵の前へふみ込、左の臂にて敵の胸をあてんとする時、敵我か左のかたへ身をひらきて、あてをはつれさまに我後(標)の多りを取、のけさまに引たをす。我又左の手にて敵のせなかをつかみ、ころびさまに移りて勝也。

一、乱拍写画

敵我か右の脇より仕懸、右の手を取、引揚て右の足にて脇をあつる時、我左の手にて敵の(当)あてをはずるゝ敵あて足(庄)を直に臥、我右の後の方へ膝を立、多り(標)を取のけに引ふする。其時我左の手にて敵のせなかをつかみ、左(移)うつりにして勝なり。



(20) 仕懸面影



(21) 四手崩



(22) 繫船

一、末葉返写<sup>(四)</sup>

御前取の技なり。敵の左の手を我左の手にて留、身を跡へぬけ、右のひぢにて敵の左の膝にあたりに木末倒に居ながらあけてなくる也。<sup>(技)</sup> <sup>(注②)</sup>

一、仕懸面影写<sup>(四)</sup>

我かたより行向ひ、直に敵の左右の手を取、左の足をふミ込、面影の如く投る也。是善鬼流取手にて甲突セといふ也。口傳。<sup>(方)</sup>

一、四手崩写<sup>(四)</sup>

敵と四手に取組たる時、我右の手にて敵の左の手を留、右のかたへ肢折。左右同断。口傳。<sup>(方)</sup>

一、繫船写<sup>(四)</sup>

敵我後より来り、急り<sup>(燃)</sup>やたぶさなをととり、右の足にて我脇をふみ、あとに引たをす事有。則、我右の手にて



(23) 貫木通



(24) 腰車



(25) 左右向肢折

敵の手を留、ぬけ有、<sup>(後)</sup>肢折有、<sup>(後)</sup>なやし有。口傳。

一、貫木通<sup>写</sup>

敵右の手に木末倒の如く打懸る時、我左の手にて敵の手を留、直に行違の裏の如くにぬけて勝也。懸足を残す。

口傳。

一、腰車<sup>写</sup>

我右の手を敵の両手にて取、手首を内へおり詰、腕をねちて手前へ引付る時、其手を直に敵に付随ひながら、

ひしをおりて敵の左の脇へ押込、左の手にて敵をいたき前に移る。口傳。

一、左右向肢折<sup>写</sup>

敵左右の手にて我刀の柄を取るとむる時、敵の右の手に付肢折。又ハ行違の時ハ、右にても左にても時にしたかひ場に依て敵の左右の肢折て勝なり。但、両手に付て肢折事。口傳。



(26) 前後左右移

一、前後左右移写函

前後を左右何方よりなりとも、其場の広きかたへ移る。是を四面の移りともいふ。口傳。

(あて)  
当三段

一、当三段といふハ、上中下の三段をいふ也。何れの流にも、当(あて)の教、大かた替り無之といへとも、当流にハ其習秘傳多し。其上、凶星にてハ秘傳の当といへとも、不殘頭にして知れ安きか故に態略之。口傳。

右初卷、知格、琢磨の両段にて、捕組二十六、実形の凶式、業用の註解、悉つまびらかなり。琢磨之段ハ、専初学の習練にして、劔をとき玉をみかくの心をもつて此段の名とする也。

注(1) 資料④の『和術』では、本書の「敵あて足を直に臥」の部分「敵の足を直に臥せ」としている。

(2) 右の資料では本書の「居ながらあけてなくなる也」の部分「居ながら当をあくる也」としている。

(3) 右の資料では本書の「我脇をふみ」を「我腰をふみ込」としている。



(27) 諸手突



(28) 小袖詰



(29) 相引

二之表

重練之段 (二之卷)<sup>(注)</sup>

一、諸手突<sup>写め</sup>

敵左右の手にて、我胸を急に突たをさんと来る時、我左右の手にて敵の臂を下より請とめ、左の足を後へ開き身を替りてなやす也。

一、小袖詰<sup>写め</sup>

敵我左右の腕を取たる時、力まさりにもぎる事なり。かたき時、我左の足を引ながら我身にて敵の両手を寄、敵の右の腕へ我右の手をすがつて、<sup>(注)</sup>腕流の如くにかつ。口傳。



一、相引等註

敵と行違時、右の手を左右の手にて取、右足注(5)共に我身を敵の右の脇へ入れ、敵の右の腕を我右の肩にかけて後へ注(6)抜んとするを、敵左の手にて我左の腰をおさへて抜を停て、其時敵へ右の手を引取んとす。我敵の手を引せしと相引になりてつり合時、我れ右の膝を臥て後へ注(7)抜て勝也。口傳。

一、鸚鵡返等註

あふむかへしといふハ、裏の行違の二の勝也。敵より我右の手を取、うでの下を後へぬけ引注(4)ふせんとする時、其半途を知て敵の手をとりかへし、身をかわりなやして勝也。同業に勝故にあふむかへしといふ也。

一、小手乱等註

敵両手にて我か右の手をとり、手首を下へ折付んとする時、我右の足を敵の後へふみこみなから臥て、右のひさをたて、我左の手にて敵のあけまき編、又受ハうけつつをつかんで後へ投なくる。但し、常にハ其辺の衣裳をつか注(8)ん



(30) 鸚鵡返



(31) 小手乱



(32) 小鷹返



(33) 紅葉捨



(34) 谷落



(35) 矢倉落

て投る事也。口傳。又、<sup>(かぶと)</sup>甲のしころ<sup>注(9)</sup>常ハ後の<sup>(巻)</sup>ゑりを取るも同断。

一、小鷹返<sup>写(8)</sup>

敵我か左右の手の甲<sup>コウ</sup>を取りて、急に指を外へおらんとする時、我左の臂<sup>注(10)</sup>をまけて敵の下敵の右の腕の下へ身を入れ、我左の足を敵の後へふみこみ、面影の裏の如くに勝拍子位。口傳。

一、紅葉捨<sup>写(9)</sup>

敵の右に添<sup>(なじ)</sup>双ひ行時、敵の右の手の甲を我左の手にてさかてにとり、敵の前へ身をかわり、左の足を臥てなやすときにハ、我手左右ともに用る。口傳。左の手をとりたる時も心得同断。

一、谷落<sup>写(10)</sup>

行違ひ也。<sup>注(11)</sup>来る敵の右のかたへ付て、行違ひさまに我右の手にて敵の左の腕を留、左の手にて敵の右の腕を留、敵をいたきながら我右の膝に敵の後腰をのせて、のけさまにおとす。心極流にて行違ひのはかり<sup>注(12)</sup>といふ是なり。



(36) 鉄石落



(37) 七里引

当流のこころへ替り有へし左同断。口傳多し。但、心極流にてハ、片手にてハ敵の胸を取なり。ぬげ多き故当流に不用也。

一、矢倉落 (槽落) 写 83

我敵の胸を取とひとしく、木末倒の如く投る。所作、木末倒の如く胸を取と我かたよりの取懸るの替りなり。裏の木末倒ハ請方の勝也。此取組ハ仕懸の勝也。口傳、習多し。

一、鉄石落 写 83

此取組ハ、敵若二の勝有へきかとあやうく思ふ時用る事也。則、矢倉落の所作と其形同断。ひざをつきて臥て投る。右の手に習有。此取組の要とする所也。此習を得ざる時ハ、還而敵の勝利たるへし。如此の秘術ニよつて其取組かたちハ同きといへとも、勝負に替り有。是に依て、実躰実業の教なき時ハ勝利すくなき事を知へし。

一、七里引 写 83

七里引といふハ、人を引立、連行の法也。敵我右の手を取、敵の左の腕にて我腕を外より内へからみ引立るに、たゞずといふこと也。連行に停事難成。いつく迄も遠く連行といふの心をもつて、七里引といへり。取様諸式図の如し。技、敵の前腰を我左の手にていたき移る。口傳多し。



(38) 碓 引



(39) 柵 利 詰



(40) 劍 肢 折

一、碓引写傳

我敵と行違注傳ふも敵注傳の右の方へ行、右の腕を我左の手にて取、右の手にて敵の腕かいなを抱いだきて投投なやさんとす  
 る時、敵我か領えり又た注傳ぶさを取て、のけに引たをさんとするを、我左の足を後へまかせて投る。口傳。又、敵より  
 腰をとむること有。口傳。

一、柵利詰写傳

力強なる者我胸を帯とを取て、柱なと、壁、戸、障子、柵木、何にても押付へき便を得て、其物へ押詰たる時、  
 我も敵の胸と帯とを取て右の方かたへ移る。是則、放れう移つり堅移り也。腰と左右の腕に習有事。口傳多し。

一、劍肢折写傳

向より敵に行懸り、敵のさしたる刀にても脇差にても、我か左の手にて柄つかを取、右の手にて敵の左の手を取、  
 外肢折に肢折行つれたる時へ、さやと左の手をとりて肢折也。是又口傳多し。



(41) 鞠之身

一、鞠之身写

敵より我を相撲の大腰の手に懸て投んとする。和にて大腰を尾上かへしといふ也。則、敵の投を借りて移る也。其移の身をさして鞠の身といへり。

右二之表にアツハス頭所の取組十五、何れも奇正虚実をわかち、実躰実業を以て弥和術の変化に至るべき形用をしるし頭し、此巻に至るまで琢磨之心意をふくみ、此段に於て重てまた練らしめ教ゆる故に、重練の段といふなり。

注(1) 「知格之段」「琢磨之段」を初巻として「重練之段」を「二之巻」とする。以下順を追って「三之巻」「四之巻」と続いている。この名称は、「和実形証擧之巻」にはないが、資料(2)の「和術」には記されている。

(2) 資料(2)『和術』では、「右の手にすがって」を「右の手にしぼりて」としている。

(3) 資料(3)『和術』では「足共に」を右の「手」としている。

(4) 資料(4)『和術』では「右」を「左」としている。

(5) 資料(5)『和術』では「抜んとするを」を「移んとするを」としている。

(6) 右同様に「擧」を「移」としている。

(7) 資料(7)『和術』では「抜て勝也」を「図の如く投る也」としている。

(8) 図を参考にすると、この「臥」ということは、ここでは左膝をつくことと思われる。

(9) 「甲のしころ」は、胄組打の場合のことと思われる。

(10) 資料(10)『和術』では「臂」を「膝」としている。

(11) 資料(11)『和術』では、「行違ひ也。来る敵の」を「行違つてくる敵の」としている。

(12) 資料(12)『和術』では「はかり」を「かハリ」としている。

(13) 資料(13)『和術』では「こゝろへ替り有へし」を「心得有へし」としている。

- (14) 資料④『和術』では、「投る」を「捨也」としている。
- (15) 資料④『和術』では「行違ふも」を「行違ふ時」としている。
- (16) 「領」を「襟」と書いている。

離格之段 表三 「三之卷」<sup>注(1)</sup>

飛鳥之曲

- 一、<sup>取方仕懸</sup>行違之表 此羈鸚鵡返<sup>注(2)</sup>
  - 一、<sup>(受方)</sup>鸚鵡返<sup>注(3)</sup> 此羈左詰
  - 一、左詰 此勝後投
  - 一、後投 此勝左移
  - 一、左移 此勝同移
  - 一、左移仕舞
- 風流之曲
- 一、<sup>取方仕懸</sup>腕流初表 此停左行違
  - 一、左行違 此勝前肢折
  - 一、前肢折 此羈山陰
  - 一、山陰 此拔羈請移

一、請移

此勝離移取懸仕舞

一、取懸仕舞

此勝前肢折

一、前肢折

此羈打本仕舞

時雨之雨

一、腕流

此羈右詰

一、右詰

此勝行違

一、行違

此は(外)つれ右へ開ク

一、右開き

此仕込右行違

一、右開き

此外レ左へ開ク

一、左開キ

此取込陽之打込

一、陽之打込

此外レ右へ開ク

一、右開キ

此勝尾上返

一、尾上返

此勝鞠之身

一、鞠之身仕舞

右表之三之乱曲 終

## 同裏

## 飛鳥之曲

- 一、腕流(取方注4)
- 一、留の手を又留
- 一、取返左へ替る身
- 一、前投
- 一、此勝小袖詰
- 一、左の手(受方注5)ニ而腰を留
- 一、鞆の手を留
- 一、此請背合
- 一、此ほくれ前(應)に立(注6)
- 一、此ほくれ前肢折仕廻(注7)

## 風流の曲

- 一、諸手突
- 一、陽に付
- 一、此ほくれ移仕舞
- 一、陰に拂
- 一、此勝朽木倒

## 時雨の曲

- 一、手先折
- 一、左の手(而)胸を押
- 一、居て矢倉落に打込立さまに投る
- 一、此勝ほくれ移仕舞
- 一、此請相對之身
- 一、右の手(而)胸を取立
- 一、落る所(而)立直に矢倉落



此離格之段表裏六ツの乱曲は、捕組の手統、転移応変の練習にして、其業用混々紛々として変化究り無く、進退立居臥四肢転動、暫も不停、忽に變し珍に化して更に実形不定、格を離て格に逢の教術なり。然りとはいへとも、猶其実形を糺し見るに、飛鳥、風流、時雨の三曲、表裏共に総て実形証抛の正體、実業より出て皆本體に帰す。一としてなんそ実體に洩れんや。故に、強て右の凶形を顯すにおよばず、後学仰慎て和の実躰実業を能鍛錬自得セハ、独り離格六ツの乱曲ハ和術の転化取組勝負の其跡をたゞし見は、夫是外ならんか。

抑此段ハ、專和の本躰実業の格を離れ、心身手足の働を習ハシ、仕懸に応し業に随て、懸退表裏の術、四方八面の敵に対してあぐまず不滞の達業を練らしめ、千変万化の取懸仕懸に応し、敵に膚を合すと云とも和の実躰実業を失なわさる本意を以て、布て離格を習ハしむる事其深意不殘して、誠に教の秘密なりと知るへし。

注 資料②『和術』と比較し、次の諸点に相違がある。(上段本書、下段『和術』)

- (1) なし。 「三之巻」
  - (2) なし。 「受方」
  - (3) なし。 「取方」
  - (4) なし。 「受方」
  - (5) なし。 「有」
  - (6) 立。 「仕廻」
  - (7) 仕廻。 「あぐまず」
  - (8) あぐまず。 「あぐまず」
  - (9) 布て。 「却て」
- その他。
- (2) 羈。「ほこす」「ときほこす」の意であるが、本書では「ほくれ」と呼んでいる。



(42) 燕返



(43) 手割



(44) 小詰

小具足合

一、燕返写(註)

我座して居たる時、敵後より来りて我後領を取、背の大骨へ右の足にてあつる時、我後へ開きなから右の膝を立、敵に向ひさまに右の手をさかてに出た(註)セは、敵の当もはつれ、敵左の力足斗にして躰弱し。則、我左の手を敵の前腰へかけて、手前へ身を添(註)て引なやして勝。口傳。

一、手割写(註)

此取組向居組なり。敵我左右の腕首を取、直ちに膝の上に押付、手足の働を留んと詰る時、我れ膝を寄て敵の右の腕ニ我右の手をすかつて外肢折也。但、左も同断。

但、剛敵の力まさりにて押付たる腕は肢折にくきもの也。飛肢折を用る習有之也。但、肩に口傳。



(45) 雷 光



(46) 主 人



(47) 二 人 取

一、小詰(こづめ)写し46

我座して居たる時、敵我左の袖口の上を右の手にて取、右の膝を立て詰る。是ハ働を見て勝をとらんか為、変を伺ふの仕懸なり。上手のうへに多き仕懸也。則、我右の手にて敵のふみ出したる脇(こぶし)をとりて引なから、左の手を直に敵の胸へ押懸て勝也。口傳多し。

一、電光写でんくわ55

向居組也。敵我胸を左の手にて取、右の手に小脇差を持、腹をつかんとする時、我敵の手を左にて留、右の膝を立て立あがり、右の手を敵の左の腕臂に懸て突出す所を前へふせて勝。又、上より切をハ右の手にて請留、ひねり返してかつ。急に突をハ右の手にて直に敵の右のこぶしをおさへふする。また、上より切をもつく(突)をも前肢折にて勝。此臥数々の勝有。口傳。

一、主人写(しゆじん)46



(48) 捫返 (ひねりがえし)

又、武人並居たるを後より武人の間へ行、右のかたを領(えり)たふさを取て当、左の方をハ敵の右の手に付肢折、或ハ移る也。口傳多し。武人の間若程遠くあらハ、其取様品々。口傳多し。

一、捫返(ひねりがえし)  
捫返(ひねりがえし)

我座して居たる時、敵向より仕懸、我右の手を取て腰車の如く右の足を我右の脇へふみこみ、手をひねりかへす時、敵の右の手を我左の手に取、飛肢折也。又、如凶小脇差にて詰たる時勝有。主人の勝のこゝろにて勝也。心極流にも是をひねり返といふ。

注 資料の『和術』と比較し、次の諸点に相違がある。(上段本書、下段『和術』)

- (1) 領(えり)襟。  
 (2) あかる時。  
 (3) 左の力足。  
 左足力。

敵後より来りて我座し居たる所を後ありを取、小脇差を以切先を咽くにあて、少も働躰あらハ突殺さんと人質に取心得なり。其時我左の手にて敵の小脇差を持たる手首をとるに習有。取と劔の切先ハ、我躰をそむることく上(注6)へ捨る心持也。則、両手を懸右の膝を立て、裏の木末倒の如く前に投る。是又勝様品々有。口傳。

一、二人取写劔

二人向合居たる時、武人の間に我勝手のかたを肢折、老人をハ肢折拍子に当てかつ也。また、武人並居たるを我左のかたを肢折へし。皆前よりの勝也。



(49) 三曲仕掛之躰



(50) 左の位



(51) 右之位

一、三曲仕掛之躰写<sup>49</sup>

取手仕懸の躰といふハ絵図の如くにして、上下の勝をそなへ腕を前へはり出して、躰をかたむけず、近くして遠く、遠くして近き注<sup>(5)</sup>の術をふくミ、取込に至ては鉄壁をも破り、金鉄をもくだくの習也。荒木流にかきらす、其

三曲

荒木流取手

- (4) 身に添て。
  - (5) 剛敵の力まさりて。
  - (6) 切先ハ、我躰をそむることく。
- 身を添て。  
強敵の手に移りて。  
切先をハ、我躰に流る如く。



(52) 退之位

一、<sup>取手</sup>右之位<sup>写59</sup> <sup>和拔</sup>逆動

取手に右の位といふハ、仕懸の躰、氣を奮の拍子、両手の納所皆一ツ也。是ハ、敵の小脇差にて己につかんとする氣<sup>(兆)</sup>さしを見て、我右の足を敵の右の膝の脇へふみこみながら、右の手にて敵の右の腕首を留、身を替りさまに敵の胸を左の手にて取、左の膝に敵の腕をのせてため、則、<sup>(痛)</sup>臥て仕舞是なり。逆動といふハ和よりの拔也。敵右のこたく取こまんとする時、胸をとりたる敵の腕に我左の手をすかつて前肢折にして勝。口傳。

一、<sup>取手</sup>退之位<sup>写60</sup> <sup>和拔</sup>心曲

取手に退の位といふハ、仕掛の躰ハ皆同事也。我両手を胸に納たる時、敵より小脇差をとつて我腹を突時、腰を跡<sup>(後)</sup>へ引さまに我左の手にて敵のつき出したる腕首を直に上より留て、右の手を添て前へ引臥る。口傳多し。心曲といふハ和よりのぬ<sup>(伏)</sup>け也。敵我突出したる腕を取とひとし。<sup>(注)</sup>我左の手を添て外肢折也。何れも習多し。口傳。

外の取手の流義仕懸仕込取掛、皆異といへとも其本意一也。口傳多し。

一、<sup>手</sup>左之位<sup>写61</sup> <sup>和拔</sup>直身

取手に左の位といふハ、仕懸の躰にて、左の足を踏出し、手の拍子を以敵の氣を奮ひ、其両手を我胸に納め、敵の働を見て勝を取。此位ハ、敵未働の所を取術也。則、右の足を敵の左の膝脇外へふみこみながら、左の手にて敵の左腕を取、身を敵の左へ替りながら、右の手にて敵の咽へ当て、のけさまに臥て仕舞を云也。直身と云ハ、和よりの拔也。則、敵の右の手ニ我右の手を付肢折。<sup>(注2)</sup>此技当をはつるゝ肢折。初心の所作難及。口傳。

右離格之段に於<sup>（注）</sup>、表裏六ツの乱曲を顯し、和術偏屈の躰をやらけ、四肢未熟の幾<sup>（注）</sup>嫌<sup>（注）</sup>をするどにし、其變動に至てハ、屈転化の輕早急速、其業廣<sup>（注）</sup>としてつかへず、そゝとして不惑<sup>（注）</sup>、前以後とし、後以前とし、千変万応に、當てハ卒然として其宜に随ひ、妙術と心身に得へきの本意となし、手つゝき拍子練習を以右の段を仕込教ゆるか故に、此段に於て、さのミ勝利を本するにあらざる也。唯偏<sup>（注）</sup>に四肢の妙用に至るへき所作をかなめとなせり。

次に、小具足七組を以て居座の術を出し、元他を知、剛敵をはかり、取手のはたへ<sup>（注）</sup>をしらしめんか為に、荒木流の三曲を以て、取懸仕込、技<sup>（外）</sup>はつれ其術を以勝利の辱<sup>（注）</sup>をなす。都<sup>（注）</sup>而<sup>（注）</sup>其取組十六をもつて三の表の終とするなり。

注 資料②『和術』との比較。(一)内が『和術』の表現。

(1) 遠くして近き(退く)の術。

(2) 我右の手を付肢打(我腰と手に付き、肢折)

(3) ……腕を取とひとし。我左の……(……腕を取とひとしく、我左の……)

その他の注。

資料④『和術』は、右本文の退之位までとあつて、「右離格之段に於……」以下はない。

(4) 幾<sup>（注）</sup>嫌<sup>（注）</sup>。心の思うままにならぬさま。『大言海』によれば、「もとかし」は「もとかわし」の略とある。

(5) 廣<sup>（注）</sup>として。のびくとしての意。

(6) そゝとして。こゝでは、力むことなく、靜かに輕やかに業をほどこして惑わすの意。

(7) <sup>（廣）</sup>はたへ。こゝでは性質の意。

#### 劍詰之段 四之卷

##### 一、柄取<sup>（注）</sup>写<sup>（注）</sup>

敵、我刀脇差の柄を両手にて取てぬかせしとする時、敵の手を柄<sup>（終）</sup>からみに留て、我右の足を敵の左の脇<sup>（終）</sup>へふ<sup>（終）</sup>。



(53) 柄 取



(54) 左 右 詰



(55) 刀 段

一、左 右 詰 写 64  
こみなから、我左の方江<sup>(ひね)</sup>撚りなやしてかつ。<sup>(勝)</sup>口傳。

敵武人來りて我左右の手を取、引のべ、手<sup>(伸)</sup>こみにせんとする時、右の方敵の前へ我右の足を立てなから踏こみ、右の臂にて敵の胸へ当るか如く詰る時、左の敵引とめんとする、其力をかって左へ身をのきさまに右の敵を抜打に切て、左の敵を前へ肢折てかつ也。<sup>(勝)</sup>口傳。

一、刀 段 写 65  
敵、刀を以一打にせんと切るを、我も脇差にて合懸さまに敵の右の腕を我左の手に留なから、腕流の如くにぬけてかつ也。<sup>(抜)</sup><sup>(勝)</sup>

一、奏 者 取 写 66  
是ハ、取 継、或ハ使に行、又ハ互に向合、手をつき念談口上の時分用える。敵のつきたる手を我右の手にて取、





(56) 葵者取



(57) 方円万字之留



(58) 陰之稲妻

引上て星の当はつれの当に当つて、我右の足を後へ替りさまに左の手にて敵の脇差の柄を取りて、敵の腕へ引違へて伏せて勝。口傳。是にも色々勝様有事也。

一、方円万字之留写師

敵と行向ふ時、敵の左の手を我左の手にて取なから、則、右の手にて敵の脇差の柄を取、腕に添し外肢折也。前後左右、行違にも右同断の勝也。口傳、品々習多し。

一、陰之稲妻写師

刀脇差を我急り後の帯に懸て敵より見へぬ如くにして行人を(打)ウツ事有。全勇士(まつたき)のしわざにあらずといへとも、小人仲間等に討者取者など急に殺さする時分、木刀、半棒、手ころ成ものにてうたしむるため、又は如此なる(編)たまし討の仕様心得の一助也。仕様さま／＼に有之といへとも、詳にするに不及故、略之。若下々に教へ、取物(捕)などの用にせんと思へ、前の万字の留の心得にて皆濟事也。別ニ様々の仕様益なき事也。八刀とも取る者に用



(59) 不指大小心得



(60) 夢之枕



(61) 身寄勝

る道具有。木刀也。仕様有之といへとも、武士の用る所半棒の理も用事故略之。

一、不指大小心得(差)写

是ハ我脇差刀までも脇に置、堅固をはなれたる場にて急に我腕を取て引立行に、右にても左にても其儘刀脇差を用、又、立る習也。前に実形証拠にて入事ニあらずといへとも、目録の次第是又武士の心得なる故に其形を顯し置なり。口傳。

一、夢之枕写

如図寝たる所を詰る事有。是ハ人質又ハ密事を尋問んとの事にいねたる所を詰ると也。まれに有之事なり。詰様も三四色も有、技も品々有之。立居臥の内の術なれハ残すに不及。戦場などにて組討の時、首をかゝんとする時、ケ様の業入事なり。故に図に顯すなり。皆前後左右立勝。口傳。

一、身寄勝右脇写



(62) 只先之勝



(63) 賀羽勝

人の左に添(並)ならひ居たる時、敵直に抜討にせんとする時、如図にして抜所を留て、三曲の二ツ目のことくに身を替へつて仕舞と也。上より切、又は抜さまに突の類、皆雷光の勝の如し。勝様大(候)かい五六品種程有之。口傳。

一、只先之勝左脇 写62

人の右の方にならび居たる時、抜討にせんと切出す時、如図脇を留右の足をふみこみ、右の手にて敵の左の股へ手を添て臥る。又、直に切るをは右の手にて留、前へ臥る。此外二三四の勝有。口傳。

一、架羽勝(向敵 写63)

人と向ひ居たる時、直に突をハ三曲の三目のものゝことく、左の手にて上より留て、右の手を敵の右の脇袖へからみて、同後へ飛肢折也。抜討にせんとする時、直に切出す(を)はば其手を留て(勝)かつ。是又其勝様々有といへとも、許(もと)より以上の術に似よりたる事ハ少も不出故、皆一筋くわし(詳)。略之。口傳多し。

右劍詰之段、実形の図形十一品なり。

右一術に二三四五の変化勝利の業有用之といへとも、一々書図ニ及さる事(およぼさ)なり。専正理正法の本とす(もつばら)へき本體を以て一名一術を顯し、和鑑(やわかん)とするものなり。右前条よりの取組、何れも如此く、皆当流目録の巻に依テ実形の図を出す。故に略躰異形の図ハ是(省)をはふく者

也。此劔詰之段ハ、武士の道、組討、勝負手詰の働のミによらず、白刃に触れて利有所の其術を習ハし教とす。故に劔詰之段(なつ)と号くるなり。五卷ハ奇の書にて実形にかわらざる故除之者也。

(本書では、右の末文に述べているように、五之巻が除かれている。しかし、同名の書である資料(2)に記述されているので、この部分だけを次に記しておく。ただし、図はない。)

### 劔乱之段(五之巻)

#### 一、右足劔

請方中太刀にて(陰)にかまへて待へし。そのとき、取方小太刀を下段に持すくみ、近づくを見て請方より切いたすなり。則、小太刀のかた、(方)みきのあしを踏出し合懸るうらの木末倒のことくにてぬ(破)くるとき、請かたよりうつり仕舞。

#### 一、左足劔

請方中太刀にて右のことく陰にかまへ居たる所へ、取方小太刀を下段に持すくみ寄、請方切出すを取方左足を踏出し合懸、左の手にて請方の右の手を留、我右之足を請方の右の脇へふみ込ながら、太刀の柄にて足首を留たくる。其時請方より取方の右の手を取り肢折。取方移仕舞。

#### 一、龍虎之劔

互に中太刀なり。請方車に構居たる時、取かた下清眼にかまへかゝるを、車の方より足を立かへ切出す。其時取方より合懸る也。その時、車のかた左の足を踏込ながら太刀を身に添巻て討たんとするに、取かた敵の左へ身

をけつて太刀を敵の左のわきへうち込(孫)なやす。車よりその拍子に乗てう(移)つるを又移て仕舞。

一、遊魚劍

請方中太刀にて車をとりて居たる時、取方小太刀にて中清眼にてすくむ。車より拂ふ。則、小太刀より相拂ふにして太刀をかゑして付懸留る。車より太刀をかむり身をそはめ合懸る。請方太刀をすて、面影にいく。取かたより前へ(後)なけ移仕舞。

一、双鷲劍

互に中太刀請方左車にかまへ待所へ、取方よりかすみの棒にて付懸るに、車より足を立かへ(拂)はるふ時、霞のかたより太刀を清眼に直す。請方又右車をうへより切出すとき、太刀をかむり合懸る。車より左の手にて敵の右の手をとる、霞のかたより車の方の太刀をあやし気さにうちこみ、直に車のかた太刀しきに車のかた□□をなやし、かむる霞の如くみをかわつて太刀をかむる。車の方太刀を捨て、左腕流に抜ル時、又うつり仕舞。

右劍乱之段五組は、專一太刀打之時、組討に用る計(前)前の門弟是に練習して劍変刃触の筋道を心身に得るの便とし、此五をもつて劍乱百術の通用となせる物なり。

極意至格之段

六之卷

一、前後詰写

此取組、前の敵の気を抜て、後の敵をば繫船の如く勝也。是も二三品も勝有之。口傳。



(64) 前後詰



(65) 二人詰

一、二人詰写稿

是も一方の敵の氣を抜、一方を肢折。此外口傳。

一、前後移写稿

此三段の移の内なる故、秘術の内なり。此取もの、

胸を取、膝の当り、右の手の当様専一なり。是ハ則座(却)

に取殺と知るへし。移の

習口傳。

一、友千鳥(友衛とも)写師

是も二人詰なれとも、

前の二人詰ハ立所にての勝、是ハ引立行かんとする時の行也。奇正虚実の

万業の心得可秘者也。此



(67) 友千鳥



(66) 前後移

取組に於て、進退止の三業を顯し、陽に進ミ陰に退き、陽中の陰、陰中の陽働類の術。此取組に籠るなるべし。猶口傳。



(70) 枯木折



(71) 飛車



(68) 雷火



(69) 四人詰

一、雷火写

是ハ当リ一ツをもつて愈に勝を取へきためなり。是また我仕懸にも人に仕懸り類へにも口傳多し。当つて跡ハ前に移りてかつなり。

一、四人詰写

四人詰ハ、前後詰、二人詰を一度に詰たる詰もの也。ケ様に取懸りるゝ事ハ、和術に於て無之事といへとも、前後左右より詰るといふハ詰の至極、人身の付所全前後左右より外ハ無之なり。八人詰といふ事も有之といへとも、皆此四人詰の拔勝にて相濟事なる故、爰に略すもの也。猶

口傳。

一、枯木折写

此取組、勝利宜き捕もの也。但、取懸に心得多し。



(72) 頤 留



(73) 向 付

といふにハ、様子の子細有之といへとも略之、猶口傳に残也。

一、頤留(谷くとめ) 写<sup>72</sup>

比取組、向合行違ひに、敵の袖、たもとに我右の手をつくるといなや、勝をとる取組なり。是また口傳多し。

一、向付(むかうつけ) 写<sup>73</sup>

是また敵の働を不得、愈に取懸て勝利を得る也。枯木折、向付、敵により場によつてこゝろへ有之。(心得) 習多し。

一、猿猴車返写<sup>74</sup>

此取組、抜を専一とす。此とりかけハ、夢想流取手の内、相節折といふ取もの也。其深味あさからず。能習練なくしてハ難取組也。

一、天之羽衣之大事写<sup>75</sup>

此大事は、山野旅宿、我家を出て他に寝臥の時、此傳法をもつて一切の災難珍事中天をのかるゝなり。(逃) 其秘傳

口傳。

一、飛(とびぐるま) 写<sup>76</sup>  
車人のやるに行ぬ車はなきも  
 のをかけ引方へまわれ小車

此取掛、左右よりの取物也。然とも脇も敵の右脇、後も敵の右肩を打を心得なり。いつれ飛移にして敵我取組の形、車の行か如し。故に飛車の名あり。此飛車





(76) 乾之躰



(74) 猿猴車返



(77) 坤之躰



(75) 天之羽衣之大事

多し。

実想

一、乾之躰写

此躰ハ陽にして動き、剛強にして敵の付所不安、我一躰の不足なき形を備へ、諸術諸業に応ずる実想なり。

甚秘密多し。故に略之。

一、坤之躰写

此形陰にして不働、座して敵を流、変を流の躰なり。乾坤の両躰の深味ハ、和の至極を得ざれハ難斗。音ナドもなく香カもなく、至れり尽せり故、実想の名有と知るへし。能是を自得セハ全勝



(78) 仁王 詰



(79) 盤石落

の利を知るにおかるへし。口傳。

一、仁王詰專傳

此形乾坤の止理を備へ、乾の躰。敵を見懸、利を見て進み懸るゝの形。すゝむときハ乾の理にして陽躰、退時ハ坤の理にしたかひ陰躰也。止る

ときに前の乾の躰にかへる。敵として仕懸べきの業すくなし。故に勝利業用と躰とするなり。口傳。

一、盤石落專傳

此取組ハ鉄石落と表裏の術也。專一具足の組討に用ゆ。口傳。

一、当の大事

右当の大事ハ、和骨籠篋集に詳之するなり。本より当ハ凡俗も凶星を見てハ一目に其当所皆知得する故略之。殊更実形証拠に頭に不及事なり。此ヶ条ハ、目録の次第をもつて其断ことわりを爰に出すのミなり。

一、繩四筋

取組に繩を用ゆる事ハ、擲者に用る為なり。惣て繩も品々有之といへとも、当流にハ数々不用なり。是また実想の卷へ入へき事にあらずといへとも、惣て取組仕舞の跡後、生捕にハ羽かい付、又ハ繩なりで擒にすへき用なし。然故に繩の教有事なり。繩ハ絵図書付にてもくハしく知れかたきによりて、繩の懸様縛様を傳授する也。故に略



(80) 初一 劔



(81) 初二 劔

之。

右意至極<sup>(格)</sup>之段、実想に至て実形の図式拾六、是皆許之捕組にして、殊更秘密の図形勝利宜之術なり。極意、至格、  
 実想のゆへん<sup>(所以)</sup>は、直に文字の心にして別儀なきか故に、わけて解におよはず。

極意責具足之段 七卷

無刀 附 目付五大事

一、初一 劔<sup>写 劔</sup>

敵行かゝり、直に抜討にせ

んと一文字に切出す腕を右の

手にて留ながら、身をかわつ

て如図後へ引倒仕舞。

一、初二 劔<sup>写 劔</sup>

敵抜討に上より切るを、敵

の右の脇へ外て我右の手にて

敵の右の手をとり、左の手にて右



(82) 初三劔



(83) 無一劔

の脇を留て前へ肢折てか  
つ。(勝)

一、初三之劔写

敵無二無三に唯一討と上よ  
り切るを、如図にして勝様、  
初一劔の如し。何れも習多し。  
口傳。

一、無一劔写

敵我れ互に刀脇差をぬき勝負の時、場により、又ハ生捕にすへき時如此の術を用る。勝様如図、表の遠詰の如し。行違のことくに後へ投て勝

一、無二劔写

是また無一劔の心得也。此兩様習太刀のかまへハ、兎もあれ敵切出すを合懸、またハ請(途)なかしとたんの拍子也。

勝様、表の腕流の心持也。但、投の前後に口傳。

道具之図

一、十当写

十当ハ心極流より用來れり。取物役之類必可致所持道具也。但、正目手足の拍子働きの為に、武士たるうへに



(84) 無二 劔



(85) 十 當

も修行尤ならんか。十当に合へき心持を不知時へ、正宗国行か作の名劔を持と云とも、忽に懸留られ踏おとされんことを疑有へからず。遣様の口傳、習多し也。

一、十当棒の惣長さ壹尺六寸五分也。樫木を以ふとき四寸廻りに作也。

一、横手、鉄を以長サ六寸、鍵の長サ式寸六分、アツサ式分、幅五分也。

一、諸式如図、柄木九寸先々七寸、其間に横手を入れ、上下より鉄の胴かねをはめ、先にも鉄を以て如図はりて何れもびやうにてしめ、少もくつろきなき様にする也。

一、陰拳（義）

陰拳、是又取物役之所持いたす道具也。或ハ其術不至して手足の当り、骨をくたき肉を破る程の業不及者用之て勝利のたすけとなす也。ケ様之道具も見す不知時へ、和術不至内ハ疑多く、皆物を頼み、勝をとらん事をはかる。武士常に大小を腰にはなさず、是にましたる道具なし。和術ハ外の物を不頼、むまれ付たる四肢にて変用を救故

に一身の要素とせり。物を頼むにハ、手なき武士のいつも腰に有大小を用るにハしかし。

一、陰拳長サ三寸ハ古法也。式ハ三寸式分三分、人の大小の手によつて手内幅より一分ばかり余る程に作るへし。もし長過れハ捕者血を多ひき、或ハ則時に死して生



(86) 陰拳



(87) 遠車

捕の益なし。

一、原サ真中にて五分、先役へ細く其細ミにて厚サ二分、幅七分、何方ニも角のなき様にしゝをきをなし、鉄をきたいて作る

なり。

一、遠車写物

遠車は全他流(まつたく)に無之道具也。日下流に離器と云道具有。其形此遠車に似て三角也。其利遠車におとる故に図に不顯。此遠車にハ甚徳用多し。秘密口傳有。今爰に不記也。

一、遠車惣長サ壹尺或ハ九寸。人の好に寄へし(依)。鉄をきたいて作る。鑄先に如矢根刃しのき有。幅壹寸五分、厚サ五分宛也。作様委細之事秘密なれば爰に略之。

一、万力写物

万力、此道具ハ諸流ともに用之。取手などに第一用ゆ。此図鉄を以て作。堅横の習有。ケ様の具も其役者所持する也。又其術室輕門末流など宝とする也。惣てケ様の具ハ、我指を以て積り拵ゆる也。先ハ我中指中節の間の長さなり。指にはむるにゆるきも悪し。能指に合ことく(如)にしてハ、向ふ時ぬけさるものなり。是にて口傳多し。

陰の事もあり。

一、他刀写

我刀にありたるをもつて他刀と言也。鉛ナマリを以て丸く拵作り、大方五寸廻り也。長サ図のことし。大駄用様ニ品三品に教といへとも、是にハ事の外秘傳有事也。上を皮にて包む也。

固之大事

一、帯枕大正口傳  
記之留大事

此帯枕といふハ、固にての大事也。他流にも有之。本ハ義経の固の大事といふ也。此事秀正(宮川夢仁齋)以来心極流にも伝来せり。世間共に是を知る者も秘密する事也。是を用いんよりハ、天の羽衣の大事にて濟事也。此傳儀、古来よ



(88) 万 力



(89) 他 刀

- りの大事と云傳へたる故、元祖より用れるなれば、則爰に記す者也。
- 傳儀口傳有。
- 一、先勝之大事口傳。
- 一、村雨別に口傳儀有之傳
- 一、小鷹之法別に習有之事

## 一、煨別ニ傳之。

右極意責具足之段に於て、其実形五ツ、其外捕者打ハ節に和業の助をなすの道具五品なり。其次に固の大事より末ハ、皆一事一端の利方にして、其事土用にためし有の功をあげて累祖より此かた令秘傳來れるなり。かるかゆへに、目錄の巻の次第をあげしるし、又ハ実形図式の序に依て和術責道具の大小長短厚薄分寸を詳に絵図にしるし、当流道具の制法を顯し、是を拵ヘ是を作るに相違なからしめて、もつて器形を實する事ハ、是又人物の形用俱に実形証拠の名によつて、皆全を得て末流のたすけとなし、其疑なからしむるのみなり。責具足の段といふハ、和用の器物を以て敵を責るに、其便有て不足なきの心をもつて是をいふ也。

右、和術実形証拠の取組乾の冊に顯す所の図形爰に終り、茲にとゞまるなり。

## 天真正

添田儀左衛門尉貞俊

津 輕 玄 蕃政朝

夫、所<sub>レ</sub>以<sub>ハ</sub>、為<sub>ニ</sub>実<sub>一</sub>形証<sub>一</sub>拠<sub>一</sub>者、雖<sub>ニ</sub>和<sub>一</sub>術之業用<sub>一</sub>皆<sub>ナ</sub>克<sub>一</sub>己<sub>一</sub>流之傳<sub>一</sub>儀<sub>一</sub>二ノ卷<sub>一</sub>冊<sub>一</sub>悉<sub>ニ</sub>詳<sub>一</sub>之<sub>一</sub>、猶<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>究<sub>ニ</sub>千<sub>一</sub>術<sub>一</sub>万<sub>一</sub>業之變<sub>一</sub>化<sub>一</sub>。殊<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>一<sub>一</sub>流<sub>一</sub>一<sub>一</sub>派<sub>一</sub>、異<sub>一</sub>形捕<sub>一</sub>組<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>益<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>実<sub>一</sub>之業用<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>其<sub>一</sub>數<sub>一</sub>也。故<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>末<sub>一</sub>流<sub>一</sub>、若<sub>レ</sub>信<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>彼<sub>一</sub>貴<sub>一</sub>ニ於<sub>ニ</sub>是<sub>一</sub>、和<sub>一</sub>術體<sub>一</sub>業之邪<sub>一</sub>正<sub>一</sub>紛<sub>一</sub>然而<sub>レ</sub>生<sub>ニ</sub>疑<sub>一</sub>惑<sub>一</sub>、勝<sub>一</sub>負<sub>一</sub>之利<sub>一</sub>不利<sub>一</sub>區<sub>一</sub>混<sub>一</sub>雜<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>竟<sub>ニ</sub>和<sub>一</sub>之<sub>一</sub>実<sub>一</sub>體<sub>一</sub>実<sub>一</sub>業<sub>一</sub>徒<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>亡<sub>一</sub>歟。豈<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>嘆<sub>一</sub>乎。是<sub>ニ</sub>故<sub>一</sub>貞<sub>一</sub>俊<sub>一</sub>政<sub>一</sub>朝<sub>一</sub>憂<sub>ニ</sub>和<sub>一</sub>術<sub>一</sub>之<sub>一</sub>失<sub>一</sub>ニ其<sub>一</sub>傳<sub>一</sub>習<sub>一</sub>而<sub>レ</sub>當<sub>ニ</sub>流<sub>一</sub>纂<sub>一</sub>法<sub>一</sub>彰<sub>ニ</sub>千<sub>一</sub>圖<sub>一</sub>形<sub>一</sub>証<sub>一</sub>録<sub>一</sub>乾<sub>一</sub>坤<sub>一</sub>之<sub>一</sub>二冊<sub>一</sub>、永



◎ (22) GK 789 12 和術

備<sup>ヘ</sup>和術<sup>ニ</sup>実<sup>ニ</sup>形証<sup>ニ</sup>拋<sup>ニ</sup>後<sup>ニ</sup>学<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>和鑑<sup>ト</sup>者<sup>也</sup>。抑<sup>ク</sup>所<sup>レ</sup>頭<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>乾<sup>ノ</sup>冊<sup>ニ</sup>形<sup>ニ</sup>躰<sup>ハ</sup>者<sup>、</sup>從<sup>リ</sup>和<sup>ニ</sup>術<sup>ノ</sup>最<sup>ト</sup>初<sup>ト</sup>之<sup>ヲ</sup>捕<sup>メ</sup>組<sup>ミ</sup>始<sup>メ</sup>是<sup>レ</sup>而<sup>、</sup>免<sup>シ</sup>許<sup>ス</sup>至<sup>リ</sup>極<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>終<sup>ル</sup>ニ業<sup>ヲ</sup>用<sup>フ</sup>一<sup>ニ</sup>俱<sup>ニ</sup>。實<sup>ニ</sup>體<sup>ノ</sup>正<sup>シ</sup>法<sup>ヲ</sup>秘<sup>シ</sup>術<sup>ヲ</sup>而<sup>、</sup>皆<sup>テ</sup>載<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>書<sup>ニ</sup>畢<sup>ス</sup>。坤<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>冊<sup>ハ</sup>者<sup>、</sup>拳<sup>ニ</sup>印<sup>シ</sup>可<sup>ク</sup>極<sup>ニ</sup>意<sup>ヲ</sup>之<sup>ヲ</sup>捕<sup>メ</sup>組<sup>ミ</sup>推<sup>シ</sup>頭<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>図<sup>ノ</sup>形<sup>ニ</sup>証<sup>ニ</sup>要<sup>ス</sup>術<sup>ニ</sup>者<sup>也</sup>。素<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>書<sup>一</sup>展<sup>レ</sup>卷<sup>ハ</sup>和<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>形<sup>ニ</sup>體<sup>ノ</sup>業<sup>ヲ</sup>用<sup>フ</sup>犁<sup>然</sup>畢<sup>ス</sup>具<sup>、</sup>而<sup>モ</sup>捕<sup>メ</sup>組<sup>ミ</sup>躰<sup>ノ</sup>業<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>轉<sup>シ</sup>化<sup>シ</sup>坐<sup>シ</sup>而<sup>、</sup>在<sup>リ</sup>二<sup>ニ</sup>目<sup>ノ</sup>前<sup>ニ</sup>、雖<sup>レ</sup>尺<sup>ニ</sup>四<sup>ノ</sup>肢<sup>百</sup>骸<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>受<sup>テ</sup>用<sup>フ</sup>皆<sup>テ</sup>兩<sup>冊</sup>又<sup>モ</sup>奚<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>学<sup>ハ</sup>而<sup>モ</sup>可<sup>ク</sup>知<sup>ル</sup>誰<sup>レ</sup>是<sup>レ</sup>一<sup>ニ</sup>矣<sup>。其</sup>根<sup>ノ</sup>元<sup>ノ</sup>微<sup>妙</sup>者<sup>一</sup>貫<sup>ニ</sup>在<sup>リ</sup>三<sup>ノ</sup>兩<sup>ノ</sup>士<sup>ノ</sup>之<sup>ヲ</sup>方<sup>寸</sup>彰<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>至<sup>リ</sup>極<sup>妙</sup>用<sup>ニ</sup>書<sup>ハ</sup>偏<sup>ニ</sup>必<sup>ズ</sup>勝<sup>ル</sup>本<sup>車</sup>而<sup>モ</sup>已<sup>也</sup>。門<sup>ノ</sup>人<sup>ノ</sup>慎<sup>シ</sup>守<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>貴<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>疎<sup>ル</sup>者<sup>也</sup>。

干時寛文元辛丑年迎寒上旬

右実形証拋乾卷終

文政四<sup>(八二)</sup>辛巳年十一月

傳授之節受之

木村十三郎

正雄 花押

三戸小八郎

原健光 花押

注、写真のみ掲載する。

襷に黒点のある人物が取の方である。



(4) 違詰② 其の2



(1) 腕 流①



(5) 朽木倒①



(2) 腕流② 其の2



(6) 朽木倒② 其の2



(3) 違 詰①



(10) 面 影



(7) 木 末 倒①



(11) 三 条 手 留



(8) 木 末 倒② 其の 2



(12) 山 陰①



(9) 行 違①



(16) 違 詰



(13) 山陰② 其の2



(17) 朽 木 倒



(14) 腕 流①



(18) 木 末 倒①



(15) 腕流② 其の2



(22) 面 影



(19) 木末倒② 其の2



(23) 三条手留①



(20) 行 違①



(24) 三条手留② 其の2



(21) 行違② 其の2



(28) 乱 拍



(25) 山 陰



(29) 末 葉 返①



(26) 手 先 折①



(30) 末葉返② 其の2



(27) 手先折② 其の2



(34) 繫 船①



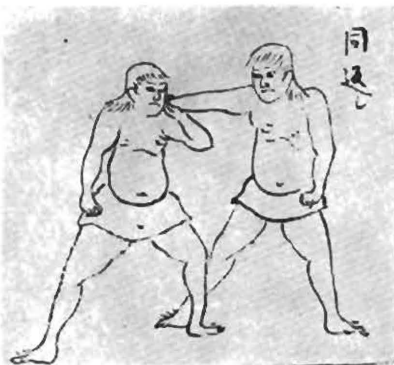
(31) 仕懸面影①



(35) 繫船② 其の2



(32) 仕懸面懸② 其の2



(36) 繫船返し



(33) 四手崩



(40) 腰車①



(37) 貫ノ木通①



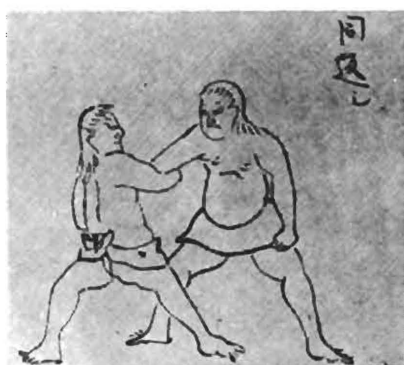
(41) 腰車② 其二



(38) 貫ノ木通② 其二



(42) 左右向肢折



(39) 貫ノ木通返し





(46) 小袖詰② 其の2



(43) 前後左右移



(47) 相 引①



(44) 諸手突



(48) 相引② 其の2



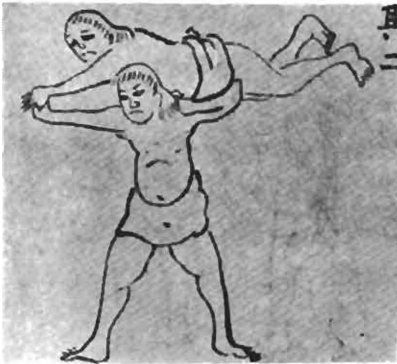
(45) 小袖詰①



(52) 小鷹返①



(49) 鸚鵡返①



(53) 小鷹返② 其の2



(50) 鸚鵡返② 其の2



(54) 紅葉捨



(51) 小手乱



(58) 矢倉落② 其の2



(55) 谷 落①



(59) 鉄石落



(56) 谷落② 其の2



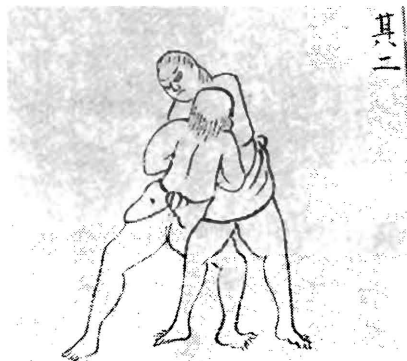
(60) 七里引①



(57) 矢倉落①



(64) 柵利詰



(61) 七里引② 其の2



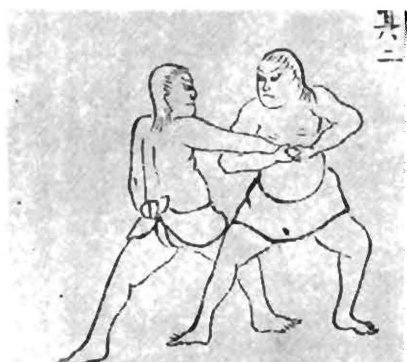
(65) 劔肢折



(62) 碓引①



(66) 鞠之身①



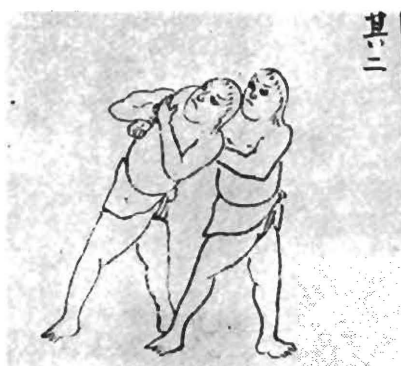
(63) 碓引② 其の2



(70) 風流之曲①



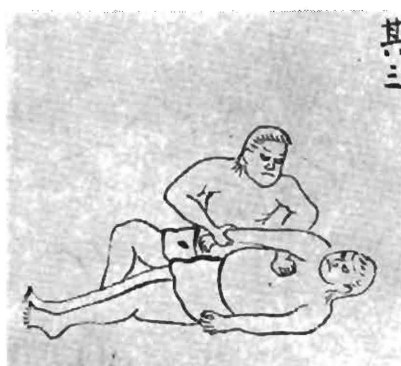
(67) 鞠之身② 其の2



(71) 風流之曲② 其の2



(68) 飛鳥之曲①



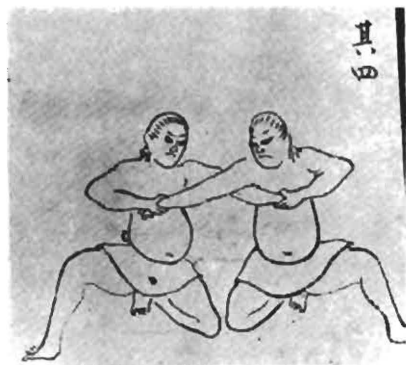
(72) 風流之曲③ 其の3



(69) 飛鳥之曲② 其の2



(76) 時雨之曲③ 其の3



(73) 風流之曲④ 其の4



(77) 飛鳥之曲(裏)①



(74) 時雨之曲



(78) 飛鳥之曲(裏)② 其の2



(75) 時雨之曲② 其の2



其二

(82) 風流之曲(裏)② 其の2



其三

(79) 飛鳥之曲(裏)③ 其の3



其  
四

(83) 時雨之曲(裏)①



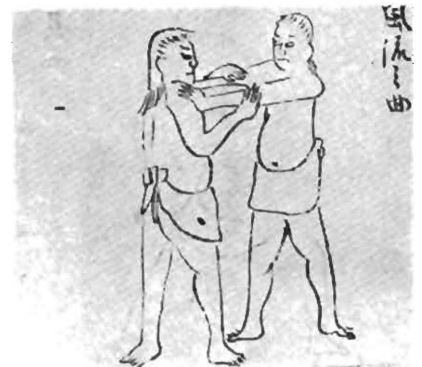
其  
四

(80) 飛鳥之曲(裏)④ 其の4



其  
二

(84) 時雨之曲② 其の2



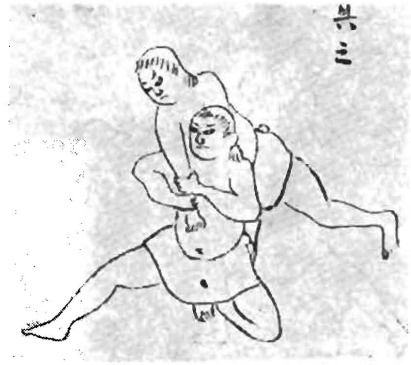
風  
流  
之  
曲

(81) 風流之曲(裏)①





(88) 手 割①



(85) 時雨之曲(裏)③ 其の3



(89) 手割② 其の2



(86) 燕 返①



(90) 小 話



(87) 燕返② 其の2





(94) 雷光返し② 其の2



(91) 雷 光①



(95) 雷光返し①



(92) 雷光② 其の2



(96) 雷光返し② 其の2



(93) 雷光返し①



(100) 棚 返



(97) 主 人



(101) 三曲仕掛之駄



(98) 二人 取①



(102) 右 の 位



(99) 二人取② 其の2

初卷 知格之段・琢磨之段・当三ツ  
 二之巻 重練之段

本寛克己流和術に關して、流儀成立の過程や技の特徴など解明すべき課題は多いが、本稿では序に述べたように、資料の紹介に力点をおいた。そして、弘前市立図書館に所蔵する資料のほとんど全体にわたって紹介し得たのではないかと思う。これらの資料を修業の進歩の段階に應じて体系的に並べると左記の通りになる。

四、結びとつて



(103) 左の位①



(104) 左の位② 其の2



(105) 退の位

三之卷 離格之段・小具足合・荒木流取手

四之卷 劍詰之段

五之卷 和歌・劍乱之段

六之卷 極意、至格之段・実想

七之卷 極意、責具足之段・無力・道具之図・固之大事

また、資料は卷子本と冊子本とに分けて紹介したが、卷子本は、右に挙げた体系のひとつの段階を修業経過したときに、その進歩上達の状態によって授与する傳書のひとつである。いわばその課程の修了証書とも云える。資料収集に当っては、余程の怠惰な門弟でない限り殆どの門弟が通過する「初巻」は比較的多いので入手し易く、逆に困難なのが、数の少ない「七之巻」と考えられる。弘前市立図書館では、「初巻」から「七之巻」まで所蔵していたことは幸いであった。たゞし、卷子本は、道統系譜など知るには欠かせぬ資料であるが、技についてはその名称だけが列挙されて内容まで探ることはできない。それで冊子本が重要になってくるのである。

弘前市立図書館が所蔵する冊子本は、すでに本文で紹介済みであるが『序・本覚克己流和・初巻』『本覚克己流・和術四問答』『和骨董篋集』は、この流儀の成り立ちや技の組み立てを理解する上に欠かせぬ資料であるし、『本覚克己流・和術』、数冊の『本覚克己流和・実形証拠之巻乾冊』は、技法についての図入り解説書として、技の解明に当って貴重な資料である。

しかし翻ってみると、現在弘前市立図書館の所蔵する本覚克己流に関する資料が、この流儀の全資料というわけにはいかないだろう。かなりの散逸あるいは消失があったとしても、おそらく個人で所有している資料がもつとあるに

違いない。

武芸資料の性格からいって、あって然るべきなのに無かった資料として、入門または許・印可状など受ける場合に師匠に提出する誓詞・起請文の類がある。『序・本覚克己流和・初巻』に細かく述べているように、入門の初志を貫徹できない門弟のためにいろいろと氣を遣っている。門弟たちの挫折を防ぎ、さらにはその士氣を高揚させようとして、入門者に対して、血判の押しした誓詞とか起請文の提出を求めるのが芸道には多い。師弟関係もこゝに生ずるといってよいのである。

また、修行の段階に応じ、前述したように卷子の形をとった傳書の授与があるが、このときにも、その段階に応じ門弟として心掛けるべきことを、誓詞あるいは起請文の提出によって示す場合が多い。

これらの誓詞あるいは起請文の類が、本覚克己和術に関し、弘前市立図書館には見当らなかつた。柔術誓詞として次のような誓詞（起請文前書）があるが、これは本覚克己流和術のものではない。必ずしも良い例ではないが参考のために挙げておく。

TK  
789-3 御柔術誓詞

起請文前書之事

一、私共儀此度御流儀柔道内稽古被仰付候間、大切ニ奉存無弓<sup>(油)</sup>断懸心旨被仰付奉畏難有仕合奉存候。

一、長酒宴遊興御流儀之本意取失申間敷候事。

但 角力戲事ニ決而相用申間敷事。

一、御内稽古被仰付候ニ付、別而相慎、御門弟衆中之評判并善惡之儀堅申間敷事

一、追々鈴木清兵衛様御門弟ニ可被仰付間、疎略ニ不奉存言行相嗜出精可仕事。

右之條々於相背者

右の資料は、こゝで切れているので完全な誓詞の形にはなっていない。いわゆる起請文前書の部分である。これは、七代藩主津輕信寧の「鈴木清兵衛」に対する誓詞であるが、<sup>注1)</sup>右の「鈴木清兵衛」は、起倒流柔術尾州系の系譜の人物であつて本覚克己流和術に關係する人物ではない。

以上のようなことで、本覚克己流和術の誓詞の類に接することができなかったのは残念であつた。

もうひとつは『和実形証拠之巻・坤冊』が発見できなかったことも残念であつた。『和実形証拠之巻』は、乾冊・坤冊の二冊があつて完全なのである。弘前市立図書館では、乾冊は三冊所蔵しているが、坤冊は一冊もないのである。坤冊は、本覚克己流和術の傳書としておそらく最後に授与されるものであつたに違いない。従つて坤冊は、道統を継承するような人物、あるいはそれに匹敵するような優れた人物のみに授与されるので、僅か数冊しか存在しないと思う。そのため、この資料の収集は相当に困難であると考えられるが、前述の誓詞の類とともに今後の課題と云わなければならない。

最後に、本覚克己流和術の二つの系統についての所見である。「津輕玄蕃政朝」の道統系譜は、左記のようにまとめることができよう。

津輕玄蕃政朝

工藤弥五左衛門行栄

葛巻浅右衛門行勝

川本貞右衛門盛應

戸田茂兵衛定明

戸田(行)與左衛門定武注(8)

戸田(行)與左衛門定最注(4)

山崎半蔵久頭

山崎勘一郎頭廣

ところが、「添田儀左衛門貞俊」系の道統系譜を列記した資料は、弘前市立図書館に所蔵されていない。「貞俊系」と思われる資料は数点あるが、何れも古い時期に属する資料である。次にこれを並記してみよう。

(1) 添田儀左衛門

榊 三右衛門吉成↓七戸長左衛門宛

元禄三年(一六九〇)

(2) 津軽玄蕃政朝

添田傳九郎貞栄(可榮)↓水木伴助宛

元禄十六年(一七〇三)

(3) 添田弥兵衛貞和↓(兼平八十郎)宛

享保十八年（一七三三）十月

(4) 添田弥兵衛貞和↓兼平七十郎宛

享保十八年（一七三三）十一月

(5) 添田弥兵衛貞和↓兼平七十郎宛

享保十八年（一七三三）十一月

右の外に、少なくとも「政朝系」とは思われない次の二点がある。

(6) 三上新左衛門

柴谷清太夫定寄↓小山善六宛

享保十三年（一七二八）九月

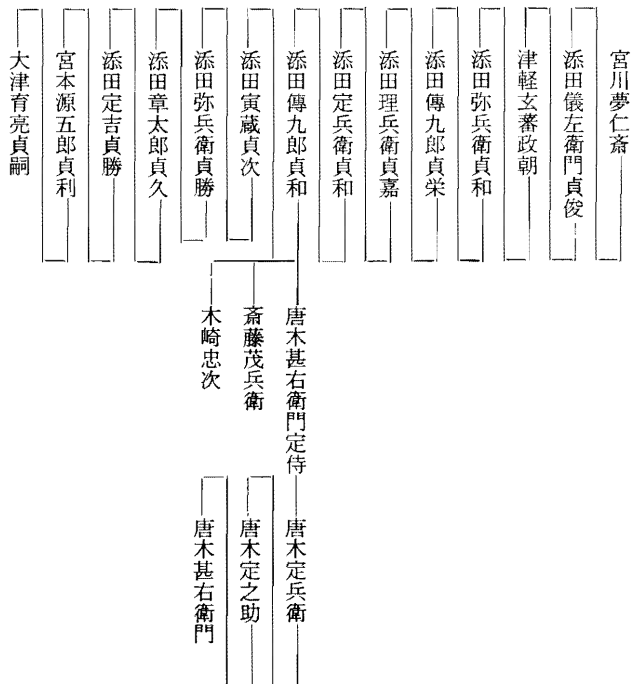
(7) 成田又左衛門遠意↓松井四郎次宛

天明四年、一七八四）五月

以上のように、「貞俊系」の傳書は、「政朝系」のように整然と道統系譜を列記していない。(1)の元禄三年の傳書は、弘前市立図書館の所蔵する本覚克己流和術の最も古い資料であるが、この元禄三年から(3)(4)(5)の享保十八年までの四十数年間に、数人が道統を継承したと思われるが、それを列記していないのである。この理由は不明であるがひとつの課題であると思う。『武芸流派事典』<sup>注6)</sup>の本覚克己流和術の部に次のように系譜を掲げているので、納得し難い



点もあるが参考のために挙げておく。



注(1) 「奥富士物語卷六」『新編青森県叢書(六)』所収、一四二頁「当君信靈公様・(中略)御柔術は御家人鈴木清兵衛より御開(皆か?)傳被為有能被遊候由。」

- (2) 綿谷 雪編『武藝流派大事典』新人物往来社。一八三頁—一八五頁、昭四四・五・一五発行  
 山田忠文編『戸田與左衛門定武』これを戸田行左衛門定武としているのは、資料(5)GK1789-10と(4)GK1789-25の二点で、他の資料(4)GK1789-20、(6)GK1789-21、(7)GK1789-22、(9)GK1789-27、(12)GK1789-24、(17)GK1789-26の六点は戸田與左衛門としている。文化年間の弘前藩用人、三橋左十郎編集による『要記秘鑑』でも戸田與左衛門としているので、與左衛門が正しいと思う。ちなみに『要記秘鑑』の「戸田與左衛門申出候」の項に、次のように述べている。
- 本覚克己流之和、<sup>(戸田)</sup>親茂兵衛儀川元貞右衛門方々享保六丑年八月皆傳仕、延享三寅年々指南仕罷有候処、私儀ハ親茂兵衛(当田流太刀と)衛々明和四亥年九月二流共皆傳仕候処、安永六酉年八月親病死ニ付、病死後私指南仕罷有候処、導場数年ニ罷成候ニ付及大破、少給之私如何様共修復仕兼、天明二寅九月導場取毀申候ニ付、指南相止罷有候。御尋ニ付此段申上候。
- (4) 戸田行左衛門定最。資料(5)GK1789-10、(8)GK1789-23の二点に道統継承者として出てくるが、他の資料ではみられない。行左衛門定最の存在を否定する確たる根拠もないので列記した。
- (5) (1)参照のこと。